

V 課題と検討

1 検証項目と結果

(1) 短期項目（令和5年12月報告分）

No	検証項目		担当	ページ
1	避難情報の発令	迅速かつ正確な避難情報の発信について	防災安全対策課	14
2	情報収集・分析	職員間の情報共有要領について	消防本部	20
3	被災者支援	床上浸水家屋消毒の体制等について	保健所	21
4		災害ケースマネジメントについて	福祉保健部	23

検証項目の報告

検証項目		No	避難情報の発令	迅速かつ正確な避難情報の発信について
		1-1		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の発令区分 避難情報は、きめ細かな情報発信のため、対象地区を「小字」で発令している。 【参考：県通知】 対象地域や対象者を明確にするなど、避難情報を受け取る住民に立った情報提供に努める。 【参考：内閣府のガイドライン】 ・市町村の実情に応じて「地区の単位」をどの程度にするかを判断する。 ・避難情報の発令対象区域は可能な限り絞り込むことが重要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発信 情報発信のためのシステム等への入力は、3名で行っている。 【参考：入力が必要なシステム】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県情報集約配信システム（Lアラートへの送信） ・ 防災ネットあきた（メール・FAX・自動音声電話） ・ 市ホームページ、X（旧ツイッター） 	
2	課題 ・問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 対象地域の発令区分 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発令のため「小字」で入力したが、特に土砂災害では入力単位数が多く、入力作業に時間を要し、その後に発令した避難情報のタイミングが遅れた。 (2) 県情報集約配信システムでは、河川や土砂災害で入力上の対象地域名が同じ場合、エラーとなり入力できない。 （「当該地区はすでに登録されている」と表示される。） 2 避難情報の発信 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入力要員3名で入力を行っており、入力情報が増大したため、時間を要した。 (2) 情報発信の都度、避難所の開設場所などについて関係部局との情報共有が必要となるが、基本となる資料がないため時間を要した。 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 対象地域の発令区分 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象地域を小字単位から大字単位への変更を基本とするが、全ての場合を大字として問題ないか検討する。 （可能な限りきめ細かにすべきではないか。） (2) 土砂災害の場合、大字よりさらに大きな単位について検討する。 (3) 世帯数、人員数の表示は必要か検討する。 必要な場合、大字のうちの対象はどこか検討する。 (4) 大字等とした場合、市民の情報の受け取りに問題はないか検討する。 また、発令地域の表現に工夫は必要ないか検討する。 	

3	検討内容	<p>2 避難情報の発信</p> <p>(1) システムの入力要員の増員とその運用要領を検討する。</p> <p>(2) 避難情報の発令文の事前準備とその共有要領について検討する。</p>
4	検討結果	<p>1 対象地域の発令区分</p> <p>(1) 大字表示へ変更する。 災害のおそれがある当初の段階で、小字か大字かを適切に判断することは困難であり、発令の速度を重視し、対象地域は基本的に大字表示とする。</p> <p>(2) 土砂災害の場合は、大字単位または「秋田市秋田」、「秋田市河辺雄和」とする。 土砂災害の場合、複数の5kmメッシュが対象地域となる可能性があり、大字表示でも時間を要することから、状況により「秋田市秋田」、「秋田市河辺雄和」の区分も使用する。</p> <p>(3) 対象世帯数・人員数は原則表示する。 ア 世帯数等は対象地域の規模がわかることから、可能な限り表示する。 イ 河川は大字のうちの対象となる小字の世帯数等の合計を算出する。 ウ 土砂は原則、世帯数等を算出するが、時間的余裕がない場合は非表示とする。</p> <p>(4) 市民の受け取りおよび発令の表現 ア 大字で表現することで、市民から「自宅が対象となるのか」との問い合わせが増加する可能性があることから、平時から町内会・自主防災組織に対し、ハザードマップを用いた浸水リスクの確認が非常に重要であることを周知・普及する。 イ 大字への変更に加え、可能な限りわかりやすく、かつ重複の入力ができるよう、〇〇川流域等の表現とする。 【表示例】 河川「〇〇（大字）地区の△△川流域」 土砂災害「〇〇（大字）地区の土砂災害警戒区域」</p> <p>2 避難情報の発信</p> <p>(1) システムの入力要員を増員する。 ア 課内で入力職員を新たに3名養成し、訓練等により練度の維持向上を図る。 イ 最大入力時は4～5名で入力し、長期対応時には2名の2～3交代できるように運用する。</p> <p>(2) 大字を使用した発令文をあらかじめ準備し、防災安全対策課、市民生活部、消防本部等で情報共有する。 【避難情報の一例】 太平川の水位上昇に伴い発令する場合の例 添付資料1 5kmメッシュのD-3地区に発令する場合の例 添付資料2</p>
5	修正計画等	避難情報発令の判断・伝達マニュアル

検証項目の報告

検証項目		No	避難情報の発令	迅速かつ正確な避難情報の発信について
		1-2		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の避難情報の対象地域 7月に発令の河川の避難情報において、対象地域に一部欠落があった。 ・ 土砂災害の避難情報の対象地域 9月に発令の土砂災害の避難情報において、地域内に土砂災害警戒地域がないにもかかわらず、対象地域となった大字があった。 	
2	課題 ・ 問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の避難情報の対象地域 7月に発令の河川の避難情報において、対象地域に一部欠落があった。 2 土砂災害の避難情報の対象地域 9月に発令の土砂災害の避難情報において、地域内に土砂災害警戒地域がないにもかかわらず、対象地域となった大字があった。 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の避難情報の対象地域 欠落の原因を調査し、修正内容を検討する。 2 土砂災害の避難情報の対象地域 対象地域でない大字が含まれた原因を調査し、修正内容を検討する。 	
4	検討結果		<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の避難情報の対象地域 欠落の原因は、避難情報の対象地域を浸水想定区域の0.5m以上として いるところ、令和4年4月の浸水想定区域の変更が反映されていなかったこと によるものであり、最新の浸水想定区域に基づき見直しを行う。 2 土砂災害の避難情報の対象地域 土砂災害の対象地域は、地図の5kmメッシュ内の全ての小字を抽出し、 大字に変換していたことから、土砂災害警戒区域を含まない大字も対象と なっていたものであり、土砂災害警戒区域の全小字のみを抽出し、対象 5kmメッシュに当てはめ、大字に変換する作業手順へと見直しを行う。 	
5	修正計画 等		避難情報発令の判断・伝達マニュアル	

検証項目の報告

検証項目		No	避難情報の発令	迅速かつ正確な避難情報の発信について
		1 - 3		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> 避難情報を発令した際、避難対象地域において消防署員が現地広報を行った。 	
2	課題 ・問題点		<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の具体的内容（細部の対象地域、開設済み避難所）が十分に消防署員に伝わっておらず、現地広報を開始するまでに時間を要した。 	
3	検討内容		<ul style="list-style-type: none"> 各河川や土砂災害の避難対象地域や開設避難所の情報をあらかじめ消防本部へ情報提供できるか検討する。 	
4	検討結果		<ul style="list-style-type: none"> 避難情報発令前のできるだけ早期に消防本部へ発令について伝達する。 また、開設する避難所について、あらかじめ市民生活部と協議し、避難情報の案文に反映させ、以下の情報について、平素から防災安全対策課、市民生活部、消防本部で共有する。 <ol style="list-style-type: none"> 河川氾濫の避難情報 各河川の避難情報（大字、避難所を記載）の案文と対象となる小字情報 土砂災害の避難情報 5 kmメッシュごとの避難情報（大字、避難所を記載）の案文と対象となる小字情報 	
5	修正計画 等		避難情報発令の判断・伝達マニュアル	

警戒レベル3 高齢者等避難

【太平川】が増水し、はん濫するおそれがあるため、秋田市長が【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。

危険な場所にお住まいで避難に時間のかかる方（高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者の方は、避難場所や安全な地域の親戚・知人宅などへ避難してください。

○発令日時

令和5年12月〇〇日 午後〇時〇〇分

○対象地域・対象世帯数

茨島地区の太平川の流域(ばらじま)：604世帯1138人
千秋地区の太平川の流域(せんしゅう)：594世帯985人
中通地区の太平川の流域(なかどおり)：2051世帯3237人
南通地区の太平川の流域(みなみどおり)：2000世帯3503人
檜山地区の太平川の流域(ならやま)：3479世帯6744人
東通地区の太平川の流域(ひがしどおり)：3097世帯5640人
広面地区の太平川の流域(ひろおもて)：6780世帯12895人
手形地区の太平川の流域(てがた)：2349世帯4225人
横森地区の太平川の流域(よこもり)：1971世帯3930人
桜地区の太平川の流域(さくら)：1221世帯2368人
下北手地区の太平川の流域(しもきたて)：700世帯1392人
柳田地区の太平川の流域(やなぎだ)：863世帯1696人
太平地区の太平川の流域(たいへい)：554世帯1052人
牛島地区の太平川の流域(うしじま)：786世帯1516人
合計27049世帯50321人

○指定避難場所

東部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館、茨島地区コミュニティセンター、桜地区コミュニティセンター、下北手地区コミュニティセンター、東地区コミュニティセンター

○発令理由

【太平川】のはん濫のおそれ

【連絡先】

秋田市防災安全対策課

警戒レベル3 高齢者等避難

土砂災害のおそれがあるため、秋田市長が【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。
危険な場所にお住まいで避難に時間のかかる方（高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者の方は、避難場所や安全な地域の親戚・知人宅などへ避難してください。

○発令日時

令和5年12月〇〇日 午後〇時〇〇分

○対象地域・対象世帯数

千秋地区の土砂災害警戒区域等（せんしゅう）：1289世帯2320人
手形地区の土砂災害警戒区域等（てがた）：2056世帯3762人
檜山地区の土砂災害警戒区域等（ならやま）：1275世帯2626人
泉地区の土砂災害警戒区域等（いずみ）：164世帯334人
旭川地区の土砂災害警戒区域等（あさひかわ）：613世帯1264人
東通地区の土砂災害警戒区域等（ひがしどおり）：552世帯1117人
横森地区の土砂災害警戒区域等（よこもり）：770世帯1545人
桜地区の土砂災害警戒区域等（さくら）：1006世帯2379人
桜台地区の土砂災害警戒区域等（さくらだい）：288世帯974人
新藤田地区の土砂災害警戒区域等（しんとうだ）：512世帯1063人
濁川地区の土砂災害警戒区域等（にごりかわ）：785世帯1681人
添川地区の土砂災害警戒区域等（そえがわ）：388世帯948人
広面地区の土砂災害警戒区域等（ひろおもて）：831世帯1507人
蛇野地区の土砂災害警戒区域等（へびの）：39世帯79人
柳田地区の土砂災害警戒区域等（やなぎだ）：89世帯156人
太平地区の土砂災害警戒区域等（たいへい）：232世帯393人
下北手地区の土砂災害警戒区域等（しもきたて）：757世帯1554人
合計11646世帯23702人

○指定避難場所

中央市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館、東部市民サービスセンター、市民交流プラザ、泉地区コミュニティセンター、保戸野地区コミュニティセンター、八橋地区コミュニティセンター、川尻地区コミュニティセンター、旭北地区コミュニティセンター、旭南地区コミュニティセンター、茨島地区コミュニティセンター、明德地区コミュニティセンター、桜地区コミュニティセンター、下北手地区コミュニティセンター、東地区コミュニティセンター、外旭川地区コミュニティセンター

○発令理由

土砂災害のおそれ

【連絡先】

秋田市防災安全対策課

検証項目の報告

検証項目		No	情報収集・分析	職員間の情報共有要領について
		2		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの緊急放流が開始される3時間前から放流開始まで、秋田県秋田地域振興局（旭川ダム・岩見川ダム管理事務所）から県中央地域の各市町村、消防、警察、報道機関等に段階的にFAXと電話による緊急連絡があるが、多数の機関に発送されているため、情報の到達まで相当の時間がかかっている。（7/15ダム緊急放流3時間前情報について、旭川ダム管理事務所の発表時刻は15:30であったが、実際に消防本部でFAXを受信したのは16:21であり51分の遅れがあった。） ・ダム緊急放流を含む水防警報等の情報は、平日・日中は防災安全対策課、休日・夜間は消防本部指令課に伝達される系統になっている。 	
2	課題 ・問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 消防本部が緊急連絡を受信するまでに時間を要し、管轄消防署や現場活動中の隊員への伝達が遅れ、隊員が退避行動をとることができず、増水による危険が及んだり孤立するおそれがある。また、初動が遅れることで、現場活動時間に制約を受ける。 2 中継点が増えることで情報の伝達に手間と時間がかかるほか、転送忘れなどのヒューマンエラーが発生すると、緊急に必要な情報が現場の隊員に伝わらない。 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 より迅速かつ確実に水防警報等の情報を伝達できる連絡体制の整備について検討する。 2 緊急を要する情報は、時間帯によって窓口を変更したり、中継することをやめ、地域振興局から防災安全対策課と消防本部（指令課）へ常時ショートカットで伝達される連絡系統への改善について検討する。 	
4	検討結果		<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関（秋田県秋田地域振興局）と協議し、通信手段や伝達経路の見直しを要望している。 2 緊急を要する情報は、防災安全対策課と消防本部（指令課）の両方に直接到達する系統に改める。緊急放流の情報は、受信後速やかに指令課から、無線・指令により管轄消防署や現場隊員に一斉伝達する。 	
5	修正計画 等		避難情報発令の判断・伝達マニュアル	

検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	床上浸水家屋消毒の体制等について
		3		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで豪雨等で浸水家屋が発生した際は、個別訪問による消毒液の配布および衛生指導を行ってきた。 ・令和5年7月の豪雨では、過去最大の被害となり、床上浸水した世帯（自身での消毒が困難で希望する世帯）に対して、専門業者による消毒作業を初めて実施した。 ・床上・床下浸水に関わらず、希望者に対して、保健所および各SCで消毒液を配布した。 <p>【対応経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月15日（土） 豪雨発生 7月16日（日） 所内協議、業者との打合せ 17日（月） 申込受付ホームページ掲載 18日（火） 申込受付開始（7/18～9/20）、消毒液配布開始 21日（水） 消毒作業開始 9月30日（土） 作業完了（785件）、消毒液配布は現在も継続中 		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 床下浸水世帯については、厚生労働省の「消毒は原則不要」という見解のもと、保健所による消毒の対象とはしなかったが、床下浸水した世帯から消毒の希望があった。 2 消毒作業は、各自の清掃と十分な乾燥が必要であり、申込みから実施まで2週間から3週間の時間を要した。 3 消毒作業に関するマニュアルはなかった。 4 職員による消毒作業を実施したことがなかった。 		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 床上・床下の消毒および衛生指導の考え方について検討する。 2 実施体制の基準について検討する。 3 7月の豪雨後作成したマニュアルの見直しについて検討する。 4 職員による消毒作業が生じた場合に備えた研修の実施について検討する。 		

次ページ

4	検討結果	<p>1 床上・床下の消毒および衛生指導の考え方</p> <p>(1) 床上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所による衛生指導を行い、消毒作業は、基本的に自身で行ってもらおう。 ・自身での消毒が困難な方には、保健所（委託含む）による消毒を実施する。 <p>ア 理由</p> <p>居住スペースである床上は、日常生活において素手で触れる機会が多く、清掃後も真菌が残る可能性があることから、感染症リスクの観点から消毒の処置が必要</p> <p>イ 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身で消毒作業を行える方には、衛生指導の上、消毒液を配布 ・自身で消毒作業を行うことが困難な方には、保健所（委託含む）による消毒を実施 <p>(2) 床下</p> <p>保健所による消毒作業は行わないが、丁寧な衛生指導に努める。</p> <p>ア 理由</p> <p>日常生活において、素手で触れる機会が少ないため、感染症のリスクは低く、清掃と十分な乾燥により、浮遊真菌濃度を抑制できると考えられる。</p> <p>イ 対応</p> <p>消毒液の配布や衛生指導を実施</p> <p>(3) 周知について</p> <p>床上・床下浸水への対処方法については、ホームページや広報あきたで周知を図るほか、各SC窓口にチラシを設置するなどの対応を行う。</p> <p>2 消毒作業の実施体制</p> <p>(1) 浸水家屋が発生した場合は、初動として、個別訪問による衛生指導の上、保健所による床上消毒の必要件数を把握する。</p> <p>(2) 自身での清掃と乾燥が終了した時期に消毒作業を開始する（概ね2～3週間後）。</p> <p>(3) 消毒体制は、以下の消毒件数の区分を目安と定め、実施体制を構築する。</p> <p>[消毒件数]</p> <p>(区分1) 100件程度（保健所職員対応）</p> <p>(区分2) 概ね100件以上（保健所職員＋業務委託）</p> <p>3 7月豪雨後に作成したマニュアルの見直し</p> <p>見直しおよび新規作成により、対応方針を整理する。</p> <p>4 職員による消毒作業実施に備えた研修</p> <p>所内の感染症予防研修の項目に組み入れ、毎年度研修を実施する。（11/15実施済み）</p>
5	修正計画等	浸水家屋消毒対応マニュアル

検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	災害ケースマネジメントについて
		4		
1	現 状	<p>○災害ケースマネジメントの考え方</p> <p>被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の自立や生活再建について一元的に支援するため、11月1日に部局横断による復興支援チームと、社会福祉協議会に運営を委託した地域支え合いセンターを設置し、被災者支援体制の強化を図った。 ・地域支え合いセンターの体制が整うまでの間、市職員が2名1組として20班体制で戸別訪問および電話連絡による支援ニーズ調査を実施した。また、訪問や電話連絡でも不在の世帯には連絡文書を送付した。 ・寄せられた要望については、復興支援チームと地域支え合いセンターで対応した。 		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化 現在、被災者の目の前の困りごとについてニーズ調査を実施し解決を図ったところであるが、自立、生活再建に向けて継続的な支援の取組強化を図る必要がある。 2 調査データの活用 被災者の自立・生活再建が的確に進み早期に実現できるよう、既存データを最大限活用する必要がある。そのため、市と市社協の調査データを用いて課題の抽出を行いながら効率的なグループ分けをする必要がある。 3 継続支援が必要な被災者の優先順位 自立・生活再建にあたり、継続的支援が必要な被災者の優先順位の基準について地域支え合いセンターと協議するほか、今後の見守り・相談等の体制を検討する必要がある。 4 関係団体等との連携 既存の「秋田まるっと会議」の発展と継続、情報共有の方策について検討する必要がある。 ※「秋田まるっと会議」 NPO法人や秋田市社会福祉協議会など被災者の生活再建に関する相談を受けている各団体が生活再建に向けた支援の枠を超えて一体的に実施するために設けている会議体 		

次ページ

3	検討内容	<p>1 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や生活状況により、さらなるニーズを把握する必要がある。 ・課題解消に向けた継続的な被災者支援の取組について検討する。 <p>2 調査データの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約した内容について、課題の分類の仕分けについて検討する。 ・課題に対応した訪問回数等支援方法について検討する。 <p>3 継続支援が必要な被災者の優先順位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な被災者を見守る優先順位について検討する。 ・優先順位を明確にするための基準について検討する。 <p>4 関係団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の自立再建に向けて、NPOや専門家等より多くの団体との連携について検討する。 ・関係団体との情報共有の場について検討する。 ・関係団体との役割分担について検討する。
4	検討結果	<p>1 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化</p> <p>専門的な生活支援相談員の人材を確保し、復興支援チームと地域支え合いセンターで連携協力しながら、被災者一人ひとりの状況を把握した上で、課題解消に向けてきめ細かな支援について継続的な取組を強化する。</p> <p>2 調査データの活用</p> <p>アウトリーチで被災者状況を把握した情報を基に支援が必要な被災者と課題を特定する。</p> <p>※被災者のグループ分け</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 課題のある被災者 → 原則月2回以上訪問 ② 今後課題のリスクがある被災者 → 原則月1回以上訪問 ③ 特に課題なし → 必要に応じて訪問 <p>3 継続支援が必要な被災者の優先順位</p> <p>優先順位の基準を基に地域支え合いセンターの生活支援相談員が対応し、被災者一人ひとりの課題に応じた支援策や必要な情報を提供する。</p> <p>※優先順位の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 応急修理、基礎支援金、加算支援金が未申請の世帯 ② 単身高齢者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯 ③ NPO団体が把握する世帯、一般世帯 ④ 一時対応世帯

次ページ

4	検討結果	<p>4 関係団体等との連携 被災者の課題に対応するため、より多くの団体へ協力依頼する。 被災者支援の全体状況を共有するため、連携団体と協議する場を設けるほか、個々の課題に応じた支援方策を検討する場を設け、被災者の自立・生活再建の早期実現を目指す。</p> <p>※ 添付資料：復興支援体制の強化について</p>
5	修正計画等	<p>1 災害ケースマネジメントの特徴は、被災者の課題が解決するまで継続的に寄り添った支援を行うことにある。被災者の自立・生活再建まで、訪問、見守り・相談支援等のアウトリーチによる課題の把握、個々の課題に応じた支援方策を検討する場を設け、適切な支援策へのつなぎを繰り返し実施する。</p> <p>2 被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが想定されるため、連携団体についても段階に応じて発展・拡充していくことが必要となる。</p> <p>このため、被災後約1年となる令和6年6月に活動の検証・分析を行い、その結果を基に被災者支援の仕組みの整備等について、地域防災計画および地域福祉計画に反映させる。</p>

復興支援体制の強化について

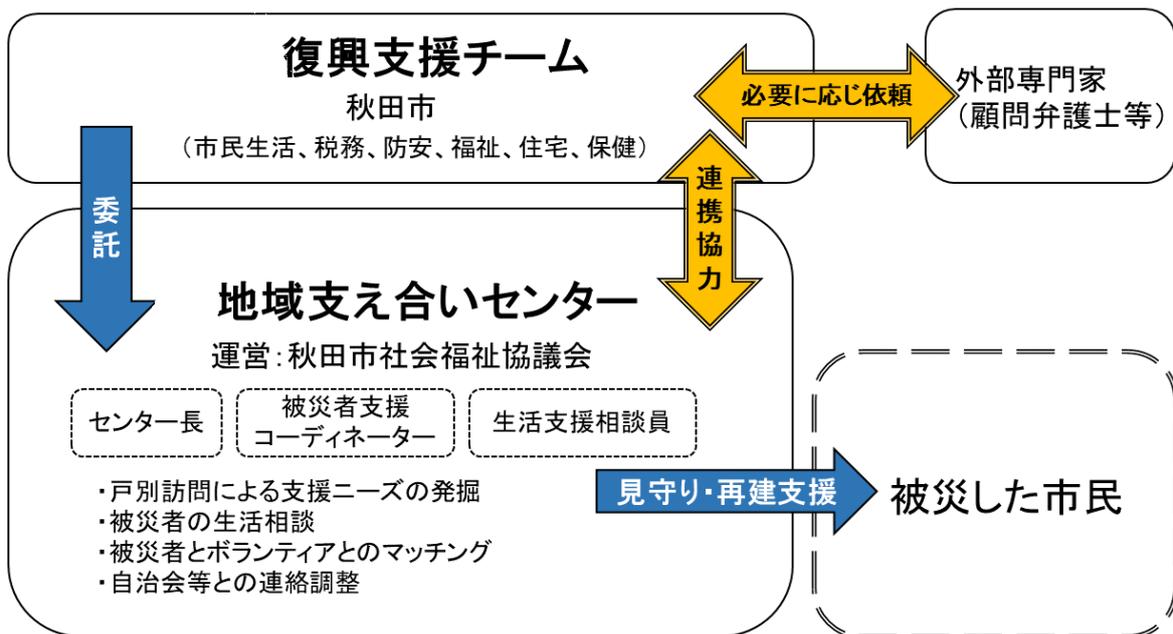
1 現状

災害ケースマネジメントの考え方

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

- (1) 被災者の自立や生活再建について一元的に支援するため、11月1日に部局横断による復興支援チームと、社会福祉協議会に運営を委託した地域支え合いセンターを設置し、被災者支援体制の強化を図った。
- (2) 地域支え合いセンターの体制が整うまでの間、市職員が2名1組として20班体制で戸別訪問および電話連絡による支援ニーズ調査を実施した。また、訪問や電話連絡でも不在の世帯には連絡文書を送付した。
- (3) 寄せられた要望については、復興支援チームと地域支え合いセンターで対応した。

組織体制等



2 課題・問題点

- (1) 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化
- (2) 調査データの活用
- (3) 継続支援が必要な被災者の優先順位
- (4) 関係団体との連携

3 今後の体制および取組

(1) 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化

専門的な生活支援相談員の人材を確保し、復興支援チームと地域支え合いセンターで連携協力しながら、被災者一人ひとりの状況を把握した上で、課題解消に向けてきめ細かな支援について継続的な取組を強化する。

(2) 調査データの活用

アウトリーチで被災者状況を把握した情報を基に支援が必要な被災者と課題を特定する。

※被災者のグループ分け

- ① 課題のある被災者 → 原則月2回以上訪問
- ② 今後課題のリスクがある被災者 → 原則月1回以上訪問
- ③ 特に課題なし → 必要に応じて訪問

(3) 継続支援が必要な被災者の優先順位

優先順位の基準を基に地域支え合いセンターの生活支援相談員が対応し、被災者一人ひとりの課題に応じた支援策や必要な情報を提供する。

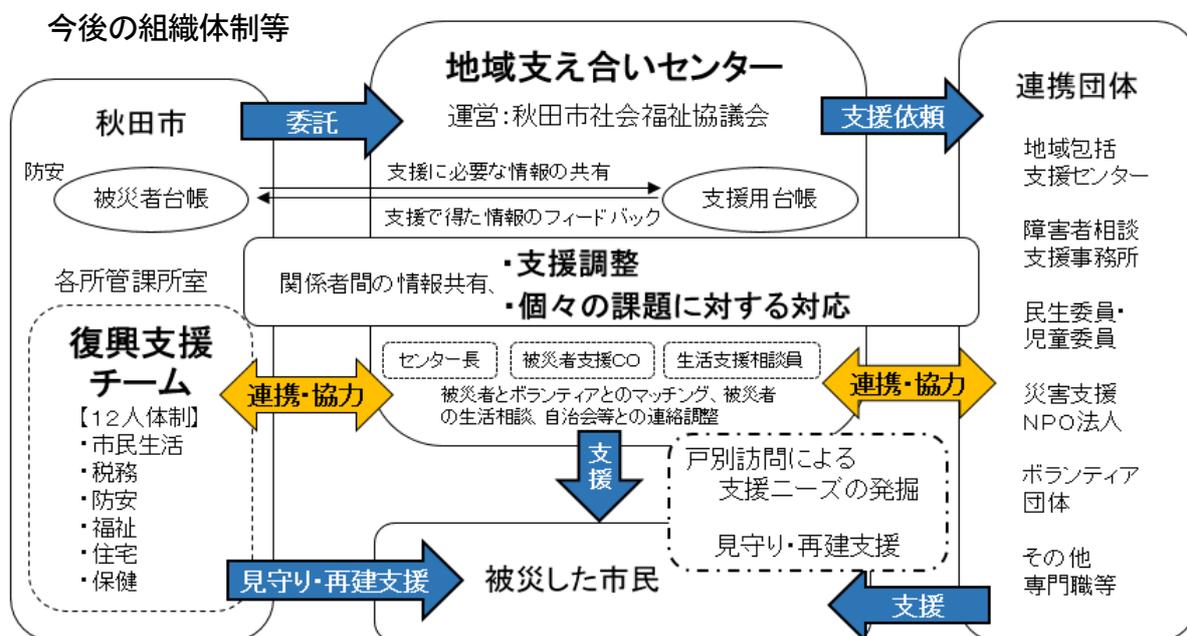
※優先順位の基準

- ① 応急修理、基礎支援金、加算支援金が未申請の世帯
- ② 単身高齢者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯
- ③ NPO団体が把握する世帯、一般世帯
- ④ 一時対応世帯

(4) 関係団体等との連携

被災者の課題に対応するため、より多くの団体へ協力依頼する。

被災者支援の全体状況を共有するため、連携団体と協議する場を設けるほか、個々の課題に応じた支援方策を検討する場を設け、被災者の自立・生活再建の早期実現を目指す。



(2) 中期項目 (令和6年3月報告、8月修正)

No	検 証 項 目		担 当	ページ
5	情報収集・ 分析・発信	被害概況の調査・集約要領について	被害調査分科会	31
6		災害時の広報要領について	情報分科会	33
7	避難所開設 ・運営	避難者への情報提供要領について	避難所分科会	37
8 ・ 9 ・ 17		・初動体制（開設要員・運営要員の配置等）について ・小中学校での開設要領について ・職員の交代要領について	組織・体制分科会	39
10		避難所の状況把握要領について	避難所分科会	41
11		備蓄品等の配置・配分要領について		43
12		防犯対策について		45
13		災害対応の 体制・計画	対処体制（災害対策本部等）について	組織・体制分科会
14	対処体制職員の参集等）について		52	
15	各部局間の情報共有（被害状況、活動状況等）について		54	
16	災害時の事務分掌について		55	
18 ・ 19	受援計画について （ニーズ確認・要請窓口）、（BCP関連）		56	
20	国や県との連携について		防災安全対策課	57
21	災害協定の連絡体制等について		58	
22	地域や団体との連携要領について（町内会等）		組織・体制分科会	59
23	地域や団体との連携要領について（NPO等）			60
24	外水氾濫	市管理河川の外水氾濫について	建設部	61
25	内水氾濫	浸水被害への対策について	治水分科会	65
26		内水浸水想定区域図について	上下水道局	78
27 ・ 49		・広面汚水中継ポンプ場の耐水化手法について ・広面汚水中継ポンプ場の冠水対策について		81
28		災害廃棄物処理計画について		環境部
29	災害廃棄物の収集方針について	85		
30	仮置場の選定と運営について	86		
31	罹災証明書	罹災証明書の発行手順について	企画財政部	87
32	被災者支援	災害ボランティアセンターの運営支援について	福祉保健部	90
33		要配慮者への対応について		93

No	検 証 項 目		担 当	ページ
34	避難者支援	見守り対象者の安否確認について	福祉保健部	95
35		災害時における医療の対応について	保健所	96
36		在宅被災者の健康状態等の把握について		97
37		被災者からの相談窓口について	組織・体制分科会	99
38		被災者情報の共有について	情報分科会	101
39		生活必需品の給与について	福祉保健部	<u>105</u>

検証項目の報告

検証項目		No	情報収集・分析・発信	被害概況の調査・集約要領について
		5		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の概況把握 災害の全体像を把握するために、浸水被害等の市民からの電話や道路冠水などの把握した被害状況を地図にプロットし、小字単位で囲んだ地域を推定被害地域とし、その居住者を推定被害者数とした。(7月18日作成: 32,435世帯、64,603人) ・被害認定調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・7/18～ 申請のあった方の調査開始 (18・19日は2名×5組) ・7/20～ 家屋被害調査 200人体制 (7月中で地域を2巡) ・8/8～ 被害認定調査開始 150人体制 <p>【参考】9月大雨時の被害の概況調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 9/20 13:00～ 24名12組で実施 2 被害報告の地域+職員の情報地域 (約2,500世帯分を3時間半) 		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害の概況把握および被害の概況調査 7月の災害では被害の概況(規模感)の把握について、現地調査は行わず図上検討し、被害の大きい地域の選定などに時間を要した。 2 被害認定調査およびその他支援に必要な調査 罹災証明書発行に必要な申請受付と被害認定調査を同時に行ったことから罹災証明書発行までに時間を要した。また、調査の応援(庁内)職員が日替わりであったことから、調査内容を毎日説明したが、職員の習熟度を深められず、調査の進行に影響があった。 罹災証明書発行に必要な被害認定調査は、内閣府基準に基づいて行うが、その他災害見舞金、生活再建支援金、義援金等の支援にはさらに必要な項目があることから、再調査の必要性が生じた。 		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害の概況把握および被害の概況調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 9月の大雨の際は、被害の概況調査と罹災証明に必要な被害認定調査を切り離して行っており、その要領を基に検討する。 (2) 調査に入るための、概ねの地域を選定する要領について検討する。 (3) 7月豪雨と同規模の災害とした場合の編成(人員・車両等)を検討する。 2 被害認定調査およびその他支援に必要な調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害認定調査のほかに必要な支援のための調査を効率的に行うための手順や調査項目等について検討する。 (2) 調査における必要人員や他自治体からの応援職員の受入れ体制、大規模な調査人員を運用する体制等について検討する。 		

次ページ

4	検討結果	<p>1 被害の概況把握および被害の概況調査</p> <p>(1) 市域の被災の概況を把握し、被害認定調査の優先地域や体制構築のため、家屋の被害認定調査に先立ち、被害の概況（概ねの床上・床下・被害なしの地域を区分）を把握する調査を全庁体制で行う。</p> <p>(2) 市民からの電話、職員（家族含む）の被害状況、道路の冠水状況から調査地域の優先順を定める。</p> <p>(3) 発災後で使用できる公用車は、7月豪雨の状況から当初2～3日は約10台、その後は20～22台程度（マイクロバス2台含む）と見積もられ、調査は車両数に見合う人員（1台につき2～4名）により調査を開始し、使用できる車両の増加に伴い、調査員を増員する。</p> <p>調査は災害の沈静後、速やかに開始し、7月豪雨の規模の災害においては4～5日間程度で概況調査の終了を目途とする。</p> <p>2 被害認定調査およびその他支援に必要な調査</p> <p>(1) 罹災証明書の発行のほか、災害見舞金等各種支援事業のため、被害の概況調査に引き続き、全庁体制（概況調査とは別体制）により家屋の被害認定調査（1次調査および2次調査）とその他支援に必要な調査を併せて行う。</p> <p>ア 1次調査</p> <p>(ア) 2週間程度での終了を目途に最大限の動員を充てる。</p> <p>(イ) 家屋の床上浸水、床下浸水および全壊について調査票（内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。）に基づき調査し、住家の床上浸水については2次調査に移行し、その他は1次調査で終了する。</p> <p>(ウ) 床下被害の調査記録は、見舞金等の支給根拠に活用する。</p> <p>(エ) 住家以外の調査記録は、商工事業者の建物調査に活用する。</p> <p>イ 2次調査</p> <p>(ア) 床上浸水の細部を調査票に基づき、i P a d等を用いて調査する。</p> <p>(イ) 災害見舞金等の支給に必要な細部の情報については、罹災証明書交付申請書の見直しを図り、申請書を用いて現地で住人等に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯員の状況（全員：別世帯の場合は、電気・ガス・水道メーターを含む） ・家屋の所有（持ち家・借家） ・自己判定方式の確認欄の追加など <p>(ウ) 罹災証明に必要な被害認定調査等のマニュアルとその他支援に必要な調査のマニュアルを一体的に活用できるよう見直す。</p> <p><u>また、本検討後に、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、内水氾濫における住家の床上浸水については、1次調査の浸水深のみで判定できるよう改定されたことから、今後その内容について被害認定調査マニュアルに反映させる。</u></p> <p>(2) <u>被害認定調査の必要人員（庁内外の応援職員）および運用体制について、被害認定調査マニュアルに反映させる。</u></p>
5	修正計画等	<p>秋田市地域防災計画 被害認定調査等のマニュアル</p>

検証項目の報告

検証項目		No	情報収集・分析・発信	災害時の広報要領について
		6		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害調査時に本市の支援情報の問い合わせ先一覧等を配布したほか、広報あきたや秋田市ホームページなどに支援情報を掲載した。 ・各種支援情報は、秋田市ホームページに掲載した。 		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報発信のタイミングが市民の求めに合っていない、支援情報が行き届いていないなどの声が寄せられた。 2 ホームページへの各課ごとの掲載など、発信情報がバラバラで分かりづらいという声があった。 3 被災者が求める情報をどのように発信するのか、体系化ができていない。 		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報発信のタイミングと周知媒体を検討する。 2 情報発信する内容を整理し、統一感のあるホームページの一覧画面とできないか検討する。 3 被災者が求める情報を発信する体系を検討する。 		
4	検討結果	<p>【情報を1箇所に集約し発信の指示系統を明確化することが重要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報発信のタイミングと周知媒体について <ol style="list-style-type: none"> (1) 即時性の高い情報は、防災メール、Lアラート、ホームページ・SNSで対応する。 (2) その他、各種減免、支援金・見舞金、家屋の消毒、ごみの処分等の支援制度関係の情報は、ホームページ・SNS・市政テレビ・市政ラジオ・広報あきた（臨時号、通常号）・魁広報板・新聞広告で対応するほか、報道機関と連携し、市民に必要な情報を提供する。 <u>広報あきた臨時号、市政テレビ・市政ラジオの番組は、その情報の緊急度・重要度に応じて、発災後、1週間から3ヶ月の期間内に制作し、配布、放送する。</u> 2 7月の豪雨以降、ホームページの一覧画面の検証を重ねてきており、各課が作成した支援情報等を一覧画面に掲載した（添付資料参照）。 また、ホームページ更新のスピードアップを図るため、支援情報を掲載する課での更新を可能とする。 <u>発信する情報の優先順位（避難所開設情報、幹線道路の通行止め情報等）や更新の必要性等を判断する役割を災害対策本部事務局（検証 No13 で検討）に割り当てる。</u> 		

次ページ

4	検討結果	<p>3 情報発信媒体・手法は、インターネット（公式ホームページ、SNS（X、Facebook、LINE、YouTube等）、テレビ、ラジオ、紙（広報あきた、新聞等）とする。</p> <p>(1) インターネット トップページアップ後、各種SNSで発信（リンク貼付）</p> <p>(2) テレビ、ラジオ 現在放送している市政テレビ、ラジオの枠を活用</p> <p>(3) 紙（広報あきた） 全戸配布、避難所等へ掲示（高齢者も見やすいよう、字を大きく、内容を簡潔にする。）</p> <p>(4) 紙（新聞） 魁広報板、広告枠を活用</p>
5	修正計画等	秋田市地域防災計画

現在の位置: [トップページ](#) > [防災・緊急](#) > 大雨災害に関する支援情報

大雨災害に関する支援情報

ページ番号1039456 更新日令和5年12月12日

印刷 大きな文字で印刷

<ul style="list-style-type: none"> 災害に伴う市長からのメッセージ 大雨により被災された方の支援制度一覧(令和5年11月9日現在) 大雨被害に関する問い合わせ一覧(令和5年11月9日現在) 災害ボランティアセンターについて(災害ボランティア募集中) 秋田市大雨被害健康相談センターについて 大雨による災害ごみについて 浸水家屋の消毒について 衛生害虫の対応について 寄附金の受付について 	<h3>大雨災害に関するお知らせ</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に伴う市長からのメッセージ ○ 大雨により被災された方の支援制度一覧(令和5年11月9日現在) ○ 大雨被害に関する問い合わせ一覧(令和5年11月9日現在) ○ 地域支え合いセンターについて ○ 大雨で被災した方へ服履機器や寝具の貸出しを行います ○ 住まいに関する支援について ○ 秋田市大雨被害健康相談センターの開設について ○ 被害認定調査について ○ 令和5年7月の大雨に係る災害ボランティアセンターの設置について(災害ボランティア募集中) ○ 令和5年7月14日からの大雨災害に係る災害見舞金について ○ 令和5年7月14日からの大雨災害に係る被災者生活再建支援法適用について ○ 土のう袋の配布について 	<ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査について 罹災証明書(家屋)の申請受付 被害証明書(家屋以外の自動車など)の申請受付 市税、保険料などの減免および徴収猶予 清掃に伴う上下水道料金の減免について 支援金・見舞金・貸付金について 住まいに関する支援について 秋田県からのお知らせ(大雨により住家に被害を受けた方への支援制度について) 東北電力からのお知らせ(電気料金の特別措置について) NHKからのお知らせ(災害による受信料免除について) 日本カーシェアリング協会からのお知らせ(車の無料貸し出し支援について) 				
	<h3>被災された方の支援制度</h3> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <h4>市税、保険料などの減免および徴収猶予</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 固定資産税の減免 ▶ 市税の徴収猶予制度 ▶ 国民健康保険料の減免等 ▶ 国民年金保険料の免除 ▶ 後期高齢者医療保険料の減免等 ▶ 介護保険料の減免等 ▶ 秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業利用者負担額の減免 ▶ 利用者負担額(保育料)の減免 ▶ 上下水道料金の減免等 </td> <td style="vertical-align: top;"> <h4>住まいに関する支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 秋田市住宅リフォーム支援事業 ▶ 住宅の応急修理制度 ▶ 秋田県賃貸型応急住宅制度 ▶ 市営住宅の一時使用許可 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <h4>支援金・見舞金・貸付金</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者生活再建支援制度 ▶ 災害援護資金貸付制度 </td> <td style="vertical-align: top;"> <h4>障がいのある方への支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい者の各種手当の所得制限解除(災害における特例措置) </td> </tr> </table>	<h4>市税、保険料などの減免および徴収猶予</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 固定資産税の減免 ▶ 市税の徴収猶予制度 ▶ 国民健康保険料の減免等 ▶ 国民年金保険料の免除 ▶ 後期高齢者医療保険料の減免等 ▶ 介護保険料の減免等 ▶ 秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業利用者負担額の減免 ▶ 利用者負担額(保育料)の減免 ▶ 上下水道料金の減免等 	<h4>住まいに関する支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 秋田市住宅リフォーム支援事業 ▶ 住宅の応急修理制度 ▶ 秋田県賃貸型応急住宅制度 ▶ 市営住宅の一時使用許可 	<h4>支援金・見舞金・貸付金</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者生活再建支援制度 ▶ 災害援護資金貸付制度 	<h4>障がいのある方への支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい者の各種手当の所得制限解除(災害における特例措置) 	
<h4>市税、保険料などの減免および徴収猶予</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 固定資産税の減免 ▶ 市税の徴収猶予制度 ▶ 国民健康保険料の減免等 ▶ 国民年金保険料の免除 ▶ 後期高齢者医療保険料の減免等 ▶ 介護保険料の減免等 ▶ 秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業利用者負担額の減免 ▶ 利用者負担額(保育料)の減免 ▶ 上下水道料金の減免等 	<h4>住まいに関する支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 秋田市住宅リフォーム支援事業 ▶ 住宅の応急修理制度 ▶ 秋田県賃貸型応急住宅制度 ▶ 市営住宅の一時使用許可 					
<h4>支援金・見舞金・貸付金</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者生活再建支援制度 ▶ 災害援護資金貸付制度 	<h4>障がいのある方への支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい者の各種手当の所得制限解除(災害における特例措置) 					

▶ [秋田市災害見舞金](#)

▶ [障害福祉サービスおよび障害児通所支援利用者負担額の減免](#)

▶ [自立支援医療\(更生・育成\)および療養介護医療の医療費の自己負担分の減免](#)

児童・生徒の支援

▶ [児童扶養手当の所得制限解除](#)

▶ [児童・生徒への学用品\(教科書\)の支給](#)

ごみの処分

▶ [一般廃棄物処理手数料減免](#)

家屋の消毒

▶ [床上浸水家屋消毒作業、消毒液の配布および消毒用噴霧器の貸出し](#)

衛生害虫

▶ [衛生害虫の対応](#)

中小企業への支援

▶ [秋田市中心小企業融資あっせん制度 産業活力創造資金 緊急経営支援資金枠](#)

▶ [秋田市被災中小企業者等再建支援事業](#)

検証項目の報告

検証項目		No	避難所開設・運営	避難者への情報提供要領について
		7		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・各避難所では、避難所開設・運営マニュアルに記載のとおりホワイトボード等の掲示板を設置して、入浴、食事など避難所生活に必要な情報を中心に情報提供を行った。 ・提供する情報は、避難所生活に必要な食事や入浴などに関することや、注意事項等であった。 	
2	課題 ・問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供のしかた 掲示物が多くなると重要な情報の見落としなど、最新の情報、重要な情報が分かりにくかった。また、介助が必要で、掲示板の情報を見に行くことができない避難者がいた。 2 提供する情報の内容 道路冠水や通行止めといった災害情報や、一時的に入居できる住宅の情報などの生活再建に必要な情報の提供が不十分だった。 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供のしかた 各避難所のホワイトボード等への掲示の方法について検討する。 また、介助が必要な高齢者等への情報の提供方法・周知方法が適切であったか、効果的な情報提供のあり方について検討する。 2 提供する情報の内容 マニュアルでは、入手した全ての情報を避難者にもれなく提供することとしているが、実際に提供された情報に過不足がなかったかについて検討する。 	
4	検討結果		<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供のしかた 最新の情報や重要なお知らせが分かりやすいよう、「避難生活に関する情報」と「生活再建に関する情報」の掲示エリアを分けることや、いつの時点の情報か明記するなどの改善を行う。 また、掲示板を見に行くことができない高齢者などの要支援者には個別に資料を配布するなど、要支援者に対する配慮をマニュアルに追加する。 モニターの設置が可能な施設では、各課が作成した情報を画像等で流すことで、情報発出の遅れや手書きによる誤りを防ぐ。 	

次ページ

4	検討結果	<p>2 提供する情報の内容</p> <p>提供した情報は、避難所での注意事項、入浴など避難生活に必要な情報のほか、冠水や通行止め等の災害関連情報や、住宅提供・ボランティア等の生活再建に必要な情報提供などについても、避難所に近いエリアを中心にできるだけ情報を収集して避難者に提供できるよう努める。</p> <p>また、住宅が被害を受けた避難者には、仮住居に関する情報やリフォームの補助制度、ボランティアの派遣など、生活再建に係る情報を速やかに提供できるよう努めるほか、検証 No. 37「被災者からの相談窓口について」で検討するパンフレットを活用し、個々の事情に合わせた情報を提供できるよう共有する。</p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画 ・避難所開設・運営マニュアル

検証項目の報告

検証項目		No	避難所開設・運営	初動体制（開設要員・運営要員の配置等）について 小中学校での避難所の開設について 職員の交代について
		8・9 ・17		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所を最大81か所開設した。（市民サービスセンター・コミセン33か所、学校等48か所） ・参集に応じられない職員（病欠、産休・育休、被災職員）が一定数存在した。 ・全避難所の開設・運営職員を市民生活部が担当した。 ・小中学校の避難所は、学校（施設）管理者が解錠し、市民生活部職員が到着後、交代した。（到着できない避難所も存在した。） ・避難所運営要員（交代要員）を全庁から動員により応援した。 		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設・運営職員は、市民生活部内で人員の割当てを計画しているものの、被災した職員のほか、病欠、産休・育休、家族等の世話で夜間や長時間の勤務が困難など、参集に応じられない職員を考慮すると割当て人数がギリギリの状況であり、計画の実効性に不安がある。 2 小中学校の避難所では、市民生活部の職員が到着せず、学校（施設）管理者等が市民対応した。 		
3	検討内容	<p>※ 「避難場所は命を守る場所」、「避難所は避難生活をする場所」であり、まずは避難場所として、速やかに解錠することを前提に検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最大数の避難所開設を市民生活部のみで行うかについて下記の事項を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・BCP（震災時の最大値）では、職員の30%が参集できない予想となっており、避難所開設職員の割当て実効性を高めるため、計画段階からの増援を検討する。 ・増援の場合、人員の割当てか、施設担当を割当てとするか等を検討する。 2 学校の開設・運営のための人員配置について下記の事項を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・解錠は学校（施設）管理者、運営は市民生活部を基本としてよいか。 ・学校（施設）管理者や運営職員が到着しないことも予想しなければならないのではないか。 		

次ページ

4	検討結果	<p>1 各市民サービスセンター・コミセン・小中学校以外の施設（16施設）のうち、市民生活部以外の施設担当部局が避難所の解錠・開設・運営することが可能な施設については、当初の運営までを施設担当部局が行うことで、避難所を最大開設する際の避難所開設・運営職員を確保する。</p> <p>この際、運営職員の交代は、従来のとおり、全ての施設について、全庁から動員した職員を含めて行う。</p> <p>2 学校の避難場所は、従来のとおり、学校（施設）管理者が解錠し、避難所の開設・運営職員に引き継ぐものとする。この際、状況により、引き継ぎができないことも予期した準備を行う。</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に地域の方がいち早く避難場所（命を守る場所）を解錠する方策を全市的に進める。 ・担当する職員の避難所の開設・運営訓練を継続的に行う。 ・発災当初は、避難場所としていち早く解錠するため、状況により職員の配置や物資等が行き届かない場合があることを地域住民に周知し、住民の事前準備（携行品や備蓄など）を促す。
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画（避難所の開設・運営、地域の方の解錠施策の推進等） ・避難所開設・運営マニュアル

検証項目の報告

検証項目		No	避難所開設・運営	避難所の状況把握要領について
		10		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営マニュアルでは避難所の状況報告は1日1回を基本としているが、7月豪雨では状況が刻々と変化していたため、1時間ごとに避難者の状況把握と要望等の聞き取りを行った。 ・マニュアルでは、運営の記録を残す避難所日誌など各種様式が用意されているが、対応がなされていないものがあつた。 ・避難所運営職員との避難所の開設や交代要員の要請、避難者数の把握などの情報伝達は電話で行つた。また、学校を避難所とした場合、運営職員との連絡手段は、職員個人の携帯電話を使用することになった。 	
2	課題 ・問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 7月豪雨では開設避難所数が多く、聞き取り回数も所定の回数よりも多かつたため、聞き取りに労力と時間がかかつた。また、報告を取りまとめる準備が整っていなかつたため集計の際に混乱した。 2 避難所日誌などあらかじめ定められている様式が活用されなかつた。 3 避難者数等の把握だけでなく、交代要員の調整や様々な連絡事項などについても電話連絡で行つたため時間と労力を要した。 学校避難所においては、休日や夜間の場合、事務室が施錠されておりパソコン・FAXが使用できないため、通信手段は個人の携帯電話だけとなつた。 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所開設・運営マニュアルにおける報告のタイミングおよび聞き取り項目等の見直しについて検討する。 避難所が多く開設されても取りまとめがスムーズに進むよう、集計しやすい様式について検討する。 ICTを活用したアプリやデータベースの活用について検討する。 2 マニュアルを十分確認できないまま避難所に配置された職員もいたことから、事前にマニュアルや報告様式を確認できるよう、職員の研修内容について検討する。 3 学校避難所も含め、個人のスマホが連絡手段の中心になるのは、現状ではやむを得ない。各所管避難所施設の緊急時における情報伝達手段について確認（無線の有無、FAXの有無等）するとともに、避難所との情報共有、情報把握の手法について検討する。 	

次ページ

4	検討結果	<p>1 今回のような大規模な災害の場合には、避難所開設数も多くなり、報告回数もマニュアルに定められている頻度より多くなることを想定して、報告を受ける側（生活総務課）にも人員の確保を行う。また、聞き取り項目を事前に整理した上で、複数人が同時に入力できる集計表を生活総務課で新たに準備する。 災害時の通信・連絡手段は基本的に施設の電話、または個人のスマホを使用した電話連絡とし、状況に応じてメール、SNSなどを活用する。</p> <p>2 報告様式の説明や準備を含めた実務的な避難所開設訓練を実施する。 (訓練内容の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の避難所を下見し、備蓄品や機材等について確認する。 ・マニュアルを確認するとともに、実際に使用する報告書を印刷するなど、出動の準備を整える。 <p>3 地震と水害では影響が出るインフラが異なることから、情報伝達手段は複数確保する必要があり、各避難施設の緊急時における情報伝達手段について整理し、事前に情報共有する（A避難所：無線あり、FAXあり、B避難所：無線なし、FAX使用不可など）。</p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画 ・避難所開設・運営マニュアル

検証項目の報告

検証項目		No	避難所開設・運営	備蓄品等の配置・配分要領について
		1 1		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・各避難所へは、7月15日夕方以降に食料をはじめ、避難所で不足している物品について配送を行った。 ・避難した多くの人が雨に濡れたが、着替えのない状況であった。 ・避難所開設時当初、毛布やエアマットなどが配布されるまでの間、多くの人がフローリングの上で過ごすことになった。 ・避難者が多く集まった施設であっても、備蓄品がなく、配布できない状況であった（学校やコミセンなど、備蓄品を置いていない施設）。 	
2	課題 ・問題点		<p>1 一部の避難所では道路が冠水して孤立し、物資を届けることができなかった。また、タオル・生理用品・着替えなど避難者のニーズに合った備蓄品の準備がなかった。</p> <p>2 (1) 備蓄品を置いている避難所であっても、当初の間は、毛布などの物資が不足した。 (2) 備蓄品を置いていないコミセンや学校などにも多くの市民が避難し、当初は毛布などの提供ができなかった。</p>	
3	検討内容		<p>1 指定緊急避難場所と指定避難所の考え方を整理するとともに、避難所や備蓄品の考え方などに関する、避難者への事前の周知について検討する。</p> <p>2 (1) 備蓄数が適正であったか、避難者数と備蓄品等の乖離の是正等について検討する。 (2) コミセン、学校などで現在備蓄品が配置されていない避難所にも備蓄が可能か、備蓄倉庫の確保について検討する。</p>	
4	検討結果		<p>1 指定緊急避難場所、指定避難所の考え方は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難し、命を守る場所 ・指定避難所 災害により自宅を失った人、自宅に戻れない人が、一時的に避難生活を送る場所 <p>状況によっては十分な物資が行き届かない可能性があることを避難者にも周知する。また、冠水等で孤立した避難所に物資を搬送するのは困難であり、市民の側にも平時の備蓄や携行品の準備を啓発する。</p>	

4	検討結果	<p>2 コミセンや学校については保管場所が限られるなど、全ての避難所に必要十分な物資を備蓄することは管理上難しいが、エリアで拠点となる避難所に備蓄し、そこから避難者が多く物資が不足する避難所に、必要な物を配送、又は状況に応じて事前に運ぶ等の運用を行うことで、可能な限り要望に対処する。</p> <p>現在、備蓄のない学校等についても、今回冠水したエリアを中心に、保管スペースを確保して毛布や飲料水等を備蓄する。</p> <p>衣類等の備蓄については、できるだけ幅広いニーズに対応できるよう努める。</p> <p>介護施設等の被災により福祉避難所の開設が難しい場合、一般避難所で要配慮者への対応が必要となることから、福祉用具などの配備に努める。</p> <p>※ エアマットは、基本的には要配慮者に優先提供</p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画 ・避難所開設・運営マニュアル

検証項目の報告

検証項目		No	避難所開設・運営	防犯対策について
		1 2		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・避難者による運営スタッフへのハラスメントや飲酒して戻る避難者、大声で騒ぐ避難者など、特に女性が夜間の不安を感じる事案があり、リエゾンを通じて警察にパトロールを依頼したケースがあった。 ・避難者による迷惑行為のほか、避難者ではない外部の者が避難者用の弁当を複数持って行く事案があり、運営スタッフが本人に事情聴取したケースが発生した（避難所へ行けば、避難所に避難していない人でも、弁当がもらえるという情報が一部で流れていた）。 ・避難所職員だけでは避難所の安全を十分に担保することができない。 	
2	課題 ・問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 職員へのハラスメント、飲酒や大声で騒ぐケースなど、迷惑行為への具体的な事前準備・対応方法を職員に周知する必要がある。 2 ハラスメントや窃盗など、犯罪につながりかねない事案の未然防止手段を講じる必要がある。 3 警察等との連携について確認しておく必要がある。 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 今回の避難所開設中に発生した課題を中心に、避難所の運営上取ることができる対策、および配置された職員で準備可能な対策について検討する。 2 抑止効果をねらい、巡回のほか、掲示板などを活用してルール違反の際の対応についてあらかじめ警告できるよう、避難所開設・運営マニュアルの修正について検討する。 3 警察等との連絡体制について検討する。 	
4	検討結果		<ol style="list-style-type: none"> 1 従事する職員は腕章やビブスなどを着用する。 問題行動には必ず複数の職員で対応する。また、基本的に夜間は女性職員だけの配置とならないよう、動員の際のシフトを調整する。 女性専用スペースが設置可能な避難所においてはエリアを分けるほか、防犯ブザーを配置する。 「避難所チェックリスト」（「災害対応力を強化する女性の視点(内閣府)」）などを活用し、女性や子どもが安心して避難生活を送ることができる環境の整備に努める。 	

次ページ

4	検討結果	<p>2 避難所のルールに従わない場合、退去を命じられる場合があることをあらかじめ避難者に周知する。 掲示板に張り出すほか、ルールを守らない避難者には書面でも警告する。</p> <p>3 身に危険が及ぶような案件は、ためらわずに警察を呼ぶようあらかじめ職員に周知する。 避難が長期化した今回の中央市民サービスセンターのようなケースでは、巡回体制について定期的に警察と打合せを実施する。</p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画 ・避難所開設・運営マニュアル

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	対処体制（災害対策本部等）について
		13		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が設置され、本部会議で被害状況や活動状況等が報告された。 ・会議以外においては、被害状況や各機関の情報などは各部局ごとに収集し、全庁的かつ継続的な情報の収集・集約については、防災安全対策課などで行ったが十分ではなかった。 ・被害状況などの情報のうち、位置情報が重要であるが、一部の部局で地図に情報を落とし込んだものの、全庁的には地図情報は共有できていなかった。 	
2	課題 ・問題点		<p>1 災害対策本部における情報集約の体制 災害対策本部事務局の役割を防災安全対策課で担ったが、体制が不十分であり、情報の集約・分析が不十分となったことから、全庁的に活用できるまでに整理するには至らなかった。</p> <p>2 災害対策本部の情報収集・集約場所 災害対策本部室に隣接して必要な職員が執務し、情報を収集・整理あるいは地図情報に展開して各機関（リエゾン）等と情報共有できるスペース（オペレーションルーム）や、被害地域の地図を広げ、地図データを入力するスペースが確保できなかった。</p>	
3	検討内容		<p>1 災害対策本部における情報集約の体制 災害対策本部の事務局機能は、防災安全対策課だけでは十分でなかったことから、事務局として防災安全対策課を主体に各部局から職員（役職）を指定して増員することを検討する。</p> <p>2 災害対策本部の情報収集・集約場所 オペレーションルームの事例などから災害対策本部室と隣接した職員の執務室の確保と体制について検討する。</p>	

次ページ

4	検討結果	<p>1 災害対策本部における情報集約の体制 災害対策本部事務局の編成および<u>具体的な業務は、添付資料のとおり。災害対策本部の設置に併せ、速やかに編成する各班の体制について具体化する。</u> <u>また、災害対応の進捗により追加編成する班について検討し、人数等の細部については、発災時の状況を踏まえて定めるものとする。</u> なお、編成案は、訓練などにより実効性を確認しつつ、随時修正するものとする。</p> <p>2 災害対策本部の情報収集・集約場所 災害対策本部室に隣接した事務局要員等の執務室（オペレーションルーム）は「<u>会議室3-C・D</u>」を使用する。 <u>なお、体制の具体化案は添付資料のとおり。</u> また、配置案は、訓練などにより実効性を確認しつつ、随時修正するものとする。</p>
5	修正計画等	<p>1 秋田市地域防災計画（災害対策本部事務局の編成等） 2 災害対策本部運営規程</p>

災害対策本部 事務局の編成(案)

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	各部局長
	本部連絡員	各連絡調整課長
事務局	事務局長	総務部次長
	副事務局長	防災安全対策課長

【災害対策本部の設置に併せ速やかに編成】

編成	割当て		人員
	長	防災安全対策課	
情報・対策班 (15)	班員	防災安全対策課	課長(兼) 管理職 管理職
		デジタル化推進本部	
		総務部	
		都市整備部	
		産業振興部	
		環境部	

編成	割当て		人員
	長	建設部	
道路・河川・上下水道班 (6)	班員	建設部	管理職
		上下水道局	
避難所運営班 (4)	長	市民生活部	管理職
	班員		
市民対応班 (6)	長	観光文化スポーツ部	管理職
	班員	子ども未来部	
		福祉保健部	
報道班 (4)	長	企画財政部	管理職
	班員		

※災害対応の収束に応じて、逐次に縮小等を行う。

【対応の進捗により追加編成】
(人員等の検討には時間的余裕があることから、細部は発災時の状況により定めるものとする。)

編成	割当て		人員
受援班	長	総務部	管理職
	班員	支援を受ける部局から各1名	
被害概況調査班	長	都市整備部	管理職
	班員	都市整備部 防災安全対策課	
被害認定調査班	長	企画財政部	管理職
	班員	企画財政部 防災安全対策課	

編成	割当て		人員
災害廃棄物処理班	長	環境部	管理職
	班員	環境部	
災害ケースマネジメント班	長	福祉保健部	管理職
	班員	福祉保健部 都市整備部	

災害対策本部 事務局の業務(案)

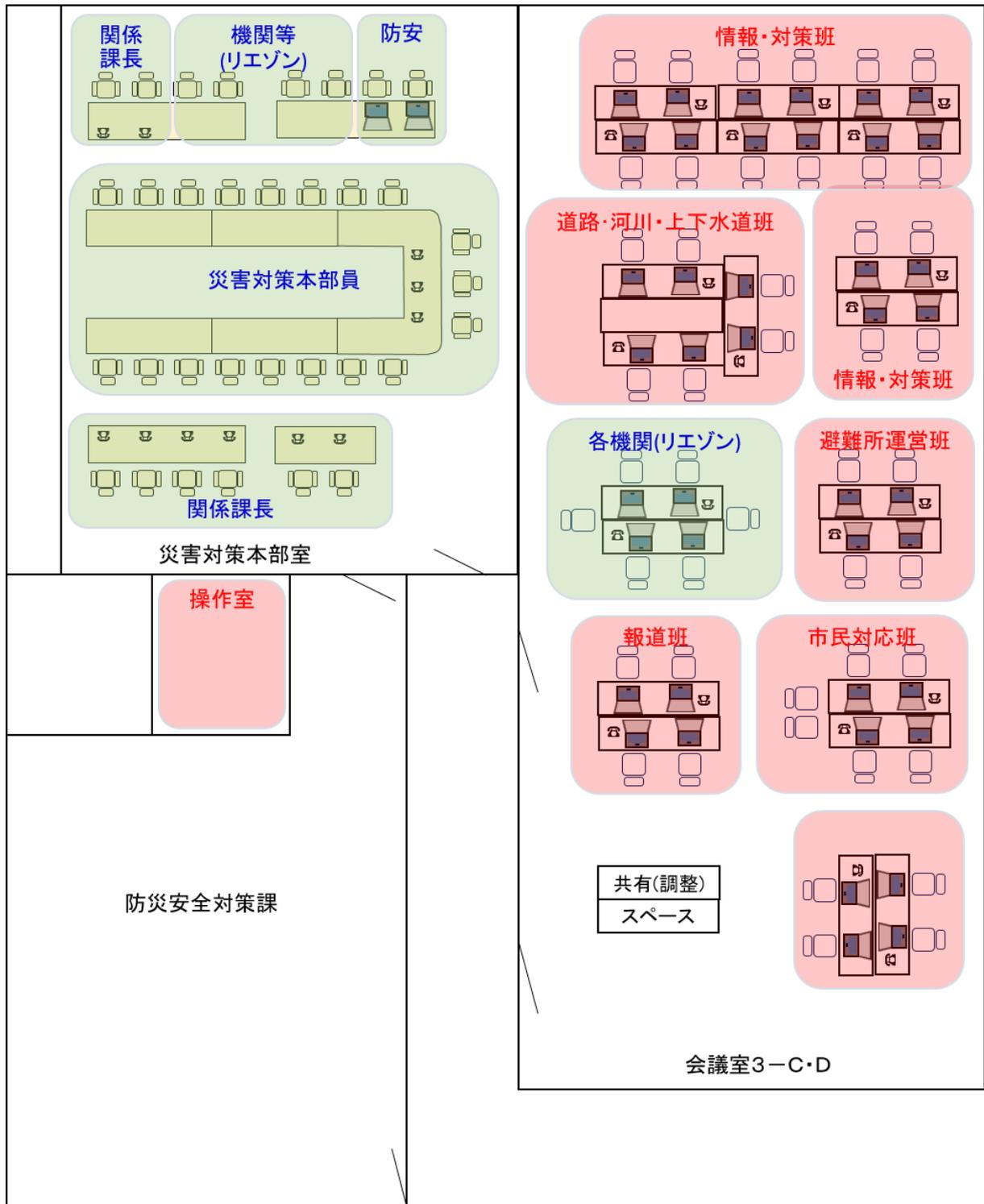
【災害対策本部の設置に併せ速やかに編成】

班区分	人数	長	分掌事務
事務局長	1	総務部次長	・事務局の総括
副事務局長	1	防災安全対策課長	・事務局長の補佐
情報・対策班	15	防災安全対策課長(兼)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報に関する事項 ・情報の分析および応急対処方針の案出 ・応急対処図の作成、応急対策の進行管理 ・災害本部会議資料の整理 ・災害対策本部の活動記録 ・災害救助法に関する事務 ・災害対策室のシステムの運用・維持 ・自衛隊の派遣要請に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報等の収集・整理、共有 (家屋・交通・ライフライン等) ・被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・避難所への食糧・物資の輸送等に関する調整 ・避難者の移動に関する調整 ・備蓄品の管理等 ・クロノロジーの入力・整理 ・各部・各関係機関との調整
道路・河川・上下水道班	6	建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の収集・整理、共有 (道路・河川・上下水道等) ・道路・河川等の被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・クロノロジーの入力
避難所運営班	4	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営に関する事項 ・避難所情報(人数、ニーズ等含む)の収集・整理 ・避難所の備蓄品の要請・供給の調整 ・クロノロジーの入力
市民対応班	6	観光文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの電話等対応(情報と要望の切り分け) ・情報については情報・対策班に引き継ぎ ・クロノロジーの入力
報道班	4	企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・記者会見・記者発表の統制 ・報道発表資料の整理 ・報道からの問い合わせ対応 ・災害対策活動の記録(写真・映像等) ・避難情報を除く情報発信の統制に関する事項 ・クロノロジーの入力

【対応の進捗により追加編成】

班区分	長	分掌事務
受援班	総務部	・他自治体からの受援に関する調整など
被害概況調査班	都市整備部	・被害の概況調査に関する進捗などの情報共有
被害認定調査班	企画財政部	・家屋の被害認定調査に関する進捗などの情報共有
災害廃棄物処理班	環境部	・災害廃棄物の現状把握・処理に関する進捗などの情報共有
災害ケースマネジメント班	福祉保健部	・災害ケースマネジメントに関する進捗などの情報共有

災害対策本部 事務局の配置 (案)



検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	対処体制（職員の参集等）について
		14		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・ 対処体制等の職員への周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部等の設置 <ul style="list-style-type: none"> 7月14日（金）16:00 災害警戒対策室設置（全庁連絡掲示板に掲示） 7月15日（土）06:00 災害警戒対策部設置（全庁連絡掲示板に掲示） 7月15日（土）12:30 災害対策本部設置（全庁連絡掲示板に掲示） ・ 本部員への連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> 本部会議の開催について、各部局長に携帯電話等で連絡した。 ・ 職員の参集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の参集は、各部局計画で行った。 災害対策本部設置後は、人事課経由で全員参集を指示した。 ・ 参集は緊急連絡網（携帯、LINE等）および一部ではLINEワークスを使用した。 	
2	課題 ・ 問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 対処体制等の職員への周知 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部等の設置 本部等の設置について全庁掲示板に掲載したが、災害発生時は休日であり、登庁していない職員に情報は届いていなかった。 (2) 本部員（各部局長）への連絡体制 各部局長との連絡は、緊急連絡網（携帯電話）であり、一人ずつの連絡のため時間を要した。 2 職員の参集 職員の参集に「防災ネットあきた」の職員参集メールの活用について要望があった。（水害において参集メールは使用していない。） 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 対処体制の職員への周知 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部等の設置 本部等の設置に関する職員への情報共有は、全庁掲示板への掲載と併せ、休日や夜間等も必要なことから、連絡方法や内容について検討する。 (2) 本部員への連絡体制 各部局長への緊急連絡について、個別の電話や「防災ネットあきた」による一斉メール以外の方法を検討する。この際、連絡漏れへの対策を講ずる。 2 職員の参集 災害の種類に関わらず、全職員を動員する際に補足活用する連絡手段を検討する。 	

4	検討結果	<p>1 対処体制の職員への周知</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置 休日および夜間に災害警戒対策部または災害対策本部が設置された際は、「部または本部が設置されたこと」を「防災ネットあきた」の職員一斉メールにより周知する。(各部局において、必要な情報は共有する。)</p> <p>(2) 本部員への連絡体制 業務用パソコンから、各部局長や各部局次長と連絡調整課長の携帯電話(スマホ)へ送信できる業務用メールにより情報を発信する。 また、年度当初にメール送受信訓練を実施する。</p> <p>2 職員の参集 災害の種類に関わらず、水害においても全職員を動員する際は、補足手段として、「防災ネットあきた」の一斉メールを活用する。</p>
5	修正計画等	秋田市地域防災計画(職員参集)

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	各部局間の情報共有（被害状況、活動状況等）について
		15		
1	現 状			<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況や各部の活動状況など日々の状況を対策本部会議で報告した。 ・会議報告資料や国・県への報告資料は防災安全対策課で紙やデータで受領した。 ・災害用のデータベースがなく、必要な情報はその都度各部局へ要求した。
2	課題 ・問題点			<p>1 継続的な情報共有 被害状況や各部の活動状況など日々更新される情報について、継続的に全庁で情報共有できておらず、必要の都度、各部局から情報を収集し整理した。また、他の部局がどのような活動をしているか、共有できていなかった。</p> <p>2 データベースの構築 全庁で使用できるデータベースが構築されておらず、災害に関する資料や情報などを整理できなかった。</p>
3	検討内容			<p>1 継続的な情報共有 会議報告のほかに、日々の活動状況等を全庁で情報共有できるよう、体制を検討する。</p> <p>2 データベースの構築 災害関連資料や写真データ、報告資料等を整理・閲覧するためのデータベースなどの構築について検討する。</p>
4	検討結果			<p>1 継続的な情報共有 会議のみならず、災害対応の日々の変化（被害状況、各部の活動状況等）について、各部局は災害対策本部（事務局）への報告およびデータベースへの掲載を行う。 事務局は時系列やカテゴリー別に整理できるようデータベースを整備し、全庁で情報共有する。</p> <p>2 データベースの構築 平素から情報共有のためのデータベースを構築して、発災初期から復興支援までの全庁的な資料整理・活用ができる環境を整備する。</p>
5	修正計画 等			秋田市地域防災計画

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	災害時の事務分掌について
		16		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の第1章3節「秋田市の災害活動体制」において災害対策本部の各部・各班の事務分掌について示している。 ・地域防災計画の各章各節においても、対策項目の担当課所室を示している。 		
2	課題 ・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・事務分掌に示されていない対策事業があり、平素からの準備が不十分となったほか、新たな対策事業では、実施担当を定めるのに時間を要した。 		
3	検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・今回実施した業務との違いを各部局に意見照会し、事務分掌（業務と担当）の主要な変更点について検討する。 		
4	検討結果	<p>事務分掌の主要な変更として、次の事項を追加し、整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局を明記して事務局の役割を持たせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局に各班を編成する。 (No13「対処体制（災害対策本部）について」を反映する。) ・新たな業務（事業）が発生した場合は、事務局の調整により本部長が定める規定を追加する。 ・福祉班に災害ケースマネジメントに関すること を追加 ・都市整備部に新たな班を設置して 一般建物被害の概況調査に関すること を追加 ・都市計画班に宅地等の応急危険度判定に関すること を追加 <p>※各部局からの細部修正要望については、地域防災計画の更新時に反映する。</p>		
5	修正計画 等	秋田市地域防災計画（災害対策本部の事務分掌）		

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	受援計画について ・ニーズ確認・要請窓口 ・BCP関連
		18・19		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・受援計画は未作成である。 ・BCP（業務継続計画）は作成済みである。 		
2	課題 ・問題点	<p>1 受援ニーズを把握する担当が複数に分かれており、各部局の受援の必要性について集約が円滑に進まず、県などへ支援を要請するまでに時間を要した。 また、調整や根拠の作成に時間を要し、一部が支援を受けた後の事務手続となった。</p> <p>2 他自治体から多数の応援を受けている時期に、市職員が災害とは関連のない通常の業務を行っているとの声があった。また、家屋の被害認定調査などについて、全庁から動員した際、日替わりでの動員であったことから、業務の説明を日々行うこととなり、非効率となった。</p>		
3	検討内容	<p>1 短時間で膨大な災害対応業務が発生し、他自治体等からの応援が不可欠な状況となることから、受援計画の作成とその体制について検討する。</p> <p>2 BCPの応急業務（地域防災計画上の災害応急対策業務等）と優先継続業務（通常業務のうち、大規模災害発生時においても市民生活維持のため継続して行わなければならない業務）の見直しとその体制について検討する。</p>		
4	検討結果	<p>1 応援職員等を迅速、的確に受入れて情報共有や各種調整等を行う受援体制を整備するため、受援計画を作成する。この際、応援の種類などに応じた受援体制が必要なことから、全庁的な作成検討会などにより受援計画を作成する。</p> <p>2 BCPの応急業務等は、地域防災計画上の業務でもあることから、地域防災計画の修正（令和6年度）を踏まえ、BCP業務の見直しを行う。この際、全庁的な業務の統一などが必要なことから、全庁的な見直し検討会などにより、大規模災害時に真に継続する必要がある業務について絞り込み、応急対策業務に必要な職員を確保する。</p>		
5	修正計画 等	<p>大規模災害時の受援計画（新規） 秋田市業務継続計画</p>		

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	国や県との連携について
		20		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象台から情報提供・収集（7月13日16:20頃 大雨に関する気象情報） （7月14日11:00～ WEB会議、15・16日の推移） ・ 気象台・国交省・県警からリエゾン派遣（7月15日～） ・ 県（総合防災課）と各結節において対面で情報共有 ・ 環境省・防衛省（災害廃棄物処理）、内閣府（被害認定調査等）から職員派遣 		
2	課題 ・ 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ リエゾンや職員派遣を受け、会議等において情報共有はできたが、災害対策本部の作業場所（執務場所）がなく、恒常的な情報共有に制限があった。 		
3	検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ リエゾンや派遣職員との情報共有方法を検討する。 <p>※No. 13「対処体制（災害対策本部等）について」で検討される災害対策本部事務局の体制において、リエゾン等の執務場所を併せて検討する。</p>		
4	検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部事務局の体制に併せ、災害対策本部内または近傍にリエゾンの執務場所を確保する。 （複数の機関が同時に執務できる環境を整備する。） 		
5	修正計画 等	秋田市地域防災計画		

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	災害協定の連絡体制等について
		21		
1	現 状	<p>【地域防災計画に掲載している協定のうち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や各自治体との災害協定 16 協定 ・民間企業・事業者との災害協定 63 協定 <ul style="list-style-type: none"> ・今回支援を受けた 16 協定 (このうち平素から連絡を取っている) (12 協定) ・今回支援はなかったが、平素から連絡を取っている 13 協定 		
2	課題 ・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業・事業者との災害協定のうち、協定が締結されていながら、34 協定が平素から連絡を取っていない。 		
3	検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業・事業者との平素からの連携方法について検討する。 その際、市側の窓口についても検討する。 		
4	検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業・事業者等との63の協定について、毎年度の当初に担当者を相互に確認するとともに、内容の修正の必要性について確認する。 その際は、応援・支援対象の主体となる部局が行うよう、担当部局を改めて特定する。 		
5	修正計画 等			

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	地域や団体との連携要領について (町内会等)
		22		
1	現 状			<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報提供手段として、ホームページ、SNSの発信、新聞広告などのほか、被災家屋へ直接資料配布を行った。 ・一部の町内会長・自主防災組織会長へ電話連絡により、情報提供と町内会の状況等を確認した。 ・一部の町内会長あてにショートメールを使用し、プッシュ型の連絡を行った。 (一定の効果はあったものの、予定した全ての町内会長に伝達されたかどうかは確認できていない。)
2	課題 ・問題点			<ul style="list-style-type: none"> ・町内会長への連絡は通常、文書を郵送しているところ、緊急時として電話連絡を行ったが、時間と労力を要した。
3	検討内容			<ul style="list-style-type: none"> ・町内会長への緊急時の連絡体制を検討する。この際、平素からも有効な連絡体制とメールなどに不慣れな方への対応についても検討する。
4	検討結果			<ul style="list-style-type: none"> ・町内会長や役員宛ての町内会メールリストを作成し、メールによる情報提供を準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、緊急時のメール連絡は他の手段（ホームページや公式LINE、SNSなど）と併用して活用する。 ・町内会長への平素からの連絡手段として、郵送に加えメールを副手段として使用し、必要に応じて到達状況を確認する。 ・令和5年度末から運用開始予定の町内会ポータルサイト（災害時には市ホームページと連携した避難者支援事業など必要な情報を掲載）においても、災害時の情報提供について活用する。
5	修正計画 等		秋田市地域防災計画	

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	地域や団体との連携要領について (NPO等)
		23		
1	現 状			<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域において、特定非営利活動法人（NPO法人）や一般社団法人による被災者支援を受けた。（13機関を確認） ・NPO法人等による支援内容は、被災者支援拠点の開設・運営、災害ボランティアスタッフの派遣（ボランティアコーディネート含む）、食糧・物資の配布、物資輸送、家屋の応急修理、HPでの現地情報の周知、コミュニティサロンの開設、健康等各種相談、支援団体向け支援制度の説明会の開催など。
2	課題 ・問題点			<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域において、多くのNPO法人等が様々な被災者支援活動を行ったが、当初の間は、市側の連携窓口が明確でなく、相互の情報共有が図られなかったことから、支援ニーズの把握等に時間を要した。
3	検討内容			<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市以外に拠点を置くNPO法人等が多い中、NPO法人が秋田市で活動を開始する際の連携要領について検討する。 ・市側の連携窓口について検討する。
4	検討結果			<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人等が活動を開始する際、秋田市社会福祉協議会と連携していることから、市は災害の当初、社会福祉協議会からNPO法人等の活動（予定）情報入手し、NPO法人等との円滑な連携を図る。 ・NPO法人等による支援内容は多様であることから、支援内容に対応した関係部局の一覧表を作成し、災害対策本部事務局が窓口となり、各部局が対応・連携することとする。 <p>また、NPO法人等が行う情報交換会等が行われる際は、関係部局から積極的に参加し、情報共有を図るものとする。</p>
5	修正計画 等		秋田市地域防災計画	

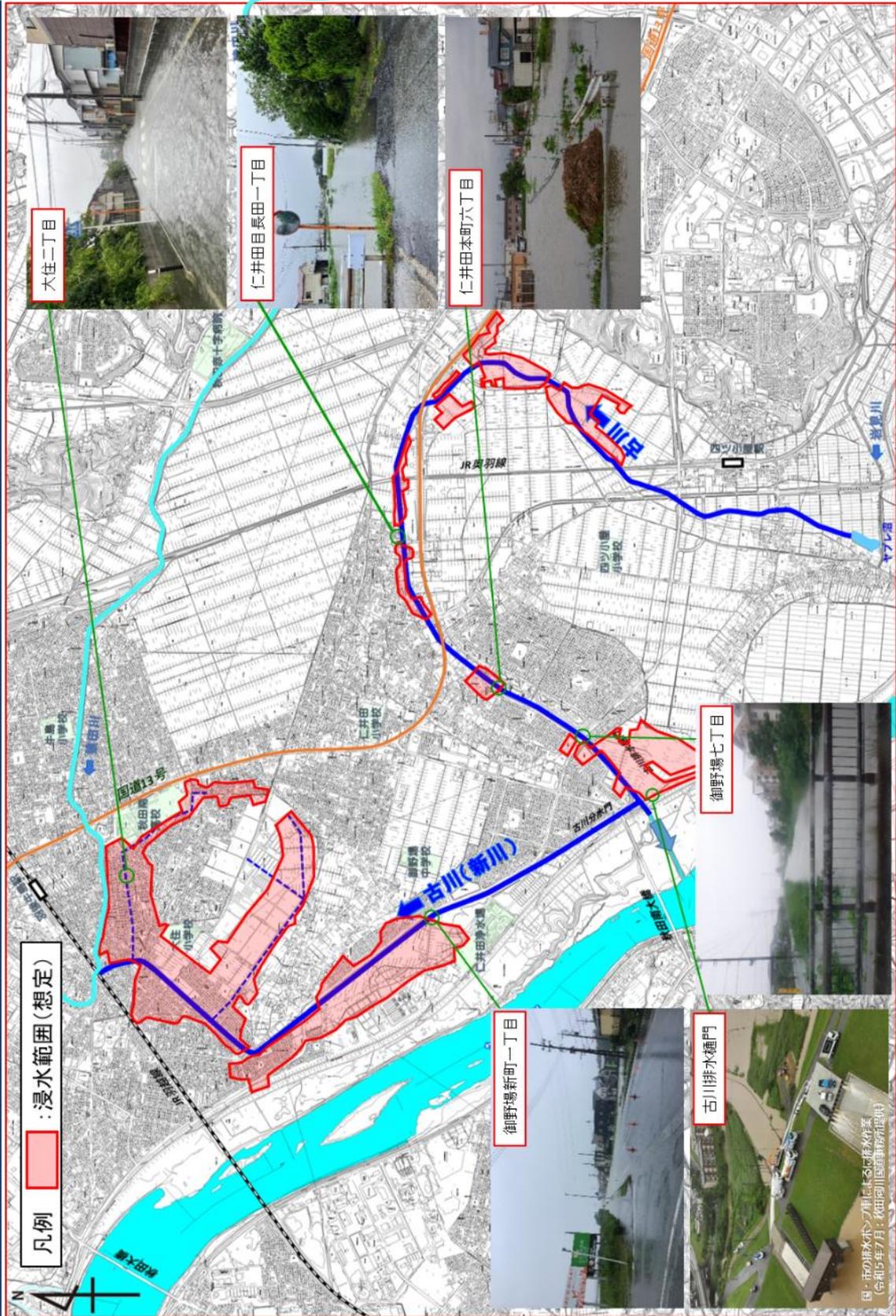
検証項目の報告

検証項目	No	外水氾濫	市管理河川の外水氾濫について														
	24																
1 現 状			<p>○市管理河川の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する河川は、準用河川6河川（総延長約19km）、普通河川46河川（総延長約123km）である。 ・準用河川は、河川法を準用する河川であるものの、整備計画策定の規定は準用項目から除かれていることから、計画的な整備を要さない、事後保全を前提とした河川である。河川法に位置づけのない普通河川も同様である。 ・直接日本海へつながる普通河川境川（下浜）を除き、残り全ての市管理河川は、国直轄の一級河川雄物川若しくは県管理の一級・二級河川に接続する支川である。 <p>○これまでの治水対策の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、近年、市管理河川における護岸整備や浚渫などの治水対策に積極的に取り組んできた。 ・特に普通河川古川では、平成29年7月豪雨での浸水被害が同流域に集中したことから、国、県、市で設立した「古川流域の総合的な治水対策協議会」において、床上浸水の解消を目標に、古川排水機場の整備をはじめとする対策をとりまとめ、現在、3者が一体となって、令和7年度完成を目指し取り組んでいる。（添付資料参照） <p style="padding-left: 40px;">古川排水機場（市建設部）、古川雨水排水ポンプ場（市上下水道局）、猿田川樋門（県）</p> <p>○令和5年7月豪雨での外水氾濫等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市管理河川では、普通河川古川で外水氾濫が発生した（氾濫開始水位超過）。 ・市管理河川17河川で、護岸の洗掘や崩落などの被害が発生した。 ・県管理河川では、太平川、新城川、馬踏川、岩見川、で外水氾濫が発生した。 <p style="padding-left: 40px;">（被害があった市管理河川）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">被災内容</th> <th>河川名（17河川 ※重複あり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河道閉塞</td> <td>折戸川、湯ノ里川</td> </tr> <tr> <td>護岸洗掘</td> <td>中の沢川、山田川、ニタノ沢川、宝川、小又川、古川、白熊川</td> </tr> <tr> <td>法面崩落</td> <td>井関沢川、小黒沢川、八田川</td> </tr> <tr> <td>護岸崩落</td> <td>仁別川、宝川、井関沢川、小黒沢川、八田川、皿見内沢川、畑沢川</td> </tr> <tr> <td>護岸喪失</td> <td>丸舞川</td> </tr> <tr> <td>倒 木</td> <td>境川</td> </tr> </tbody> </table>	被災内容	河川名（17河川 ※重複あり）	河道閉塞	折戸川、湯ノ里川	護岸洗掘	中の沢川、山田川、ニタノ沢川、宝川、小又川、古川、白熊川	法面崩落	井関沢川、小黒沢川、八田川	護岸崩落	仁別川、宝川、井関沢川、小黒沢川、八田川、皿見内沢川、畑沢川	護岸喪失	丸舞川	倒 木	境川
被災内容	河川名（17河川 ※重複あり）																
河道閉塞	折戸川、湯ノ里川																
護岸洗掘	中の沢川、山田川、ニタノ沢川、宝川、小又川、古川、白熊川																
法面崩落	井関沢川、小黒沢川、八田川																
護岸崩落	仁別川、宝川、井関沢川、小黒沢川、八田川、皿見内沢川、畑沢川																
護岸喪失	丸舞川																
倒 木	境川																

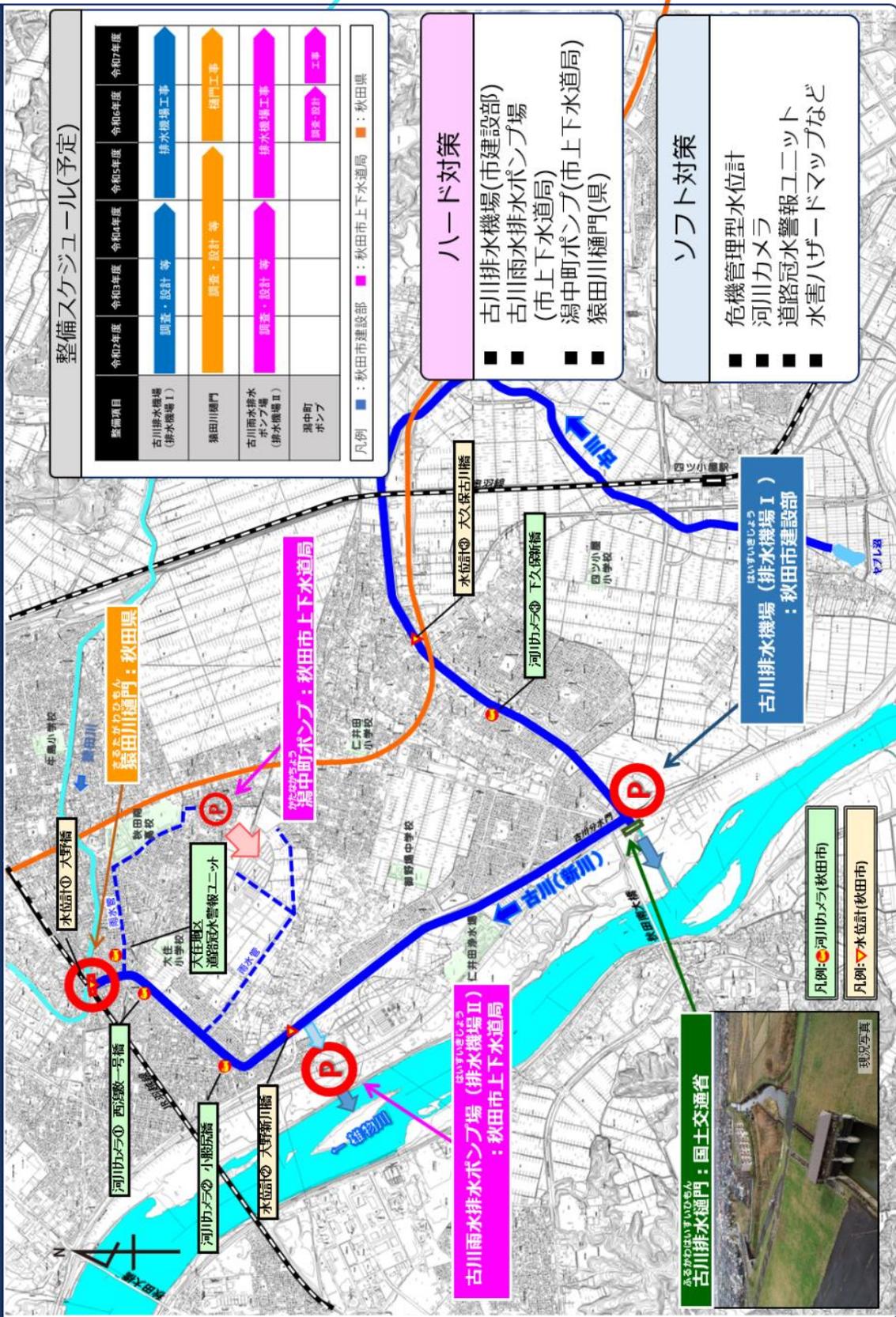
次ページ

2	課題 ・問題点	<p>1 令和5年7月豪雨に対する古川流域治水対策の効果 同対策は、平成29年7月豪雨と同規模の降雨を対象に策定しており、令和5年7月豪雨を考慮した場合の効果の検証が必要である。</p> <p>2 対策完了前の大雨への対応 近年の頻発化する大雨を考慮すると、古川排水機場等が完成する令和7年度末までに同様の大雨に見舞われる可能性がある。</p> <p>3 接続する河川の流下能力確保 接続先である県管理河川の水位上昇に伴い、市管理河川へのバックウォーターや本川への排水が困難となる状況が発生した。</p>
3	検討内容	<p>1 令和5年7月豪雨に対する古川流域治水対策の効果 浸水エリアの地盤高、気象データおよび河川水位等をもとに再現した浸水シミュレーションにより、令和5年7月豪雨に対して、現在進めている古川流域の総合的な治水対策を実施した場合の効果を検証する。</p> <p>2 対策完了前の大雨への対応 河川の外水氾濫による被害の軽減に向けた対応策を検討する。</p> <p>3 接続する河川の流下能力確保 国、県、市などが一体となった協議の場として「雄物川圏域流域治水協議会・下流圏域分科会」が設立され、同分科会において、浸水被害の軽減に向け、県管理河川の改修も含めた総合的な治水対策を検討する。</p>
4	検討結果	<p>1 令和5年7月豪雨に対する古川流域治水対策の効果 下流圏域分科会で行った令和5年7月豪雨の降雨を対象としたシミュレーション結果では、現在進めている古川の治水対策を実施することで、目標とする床上浸水が解消されることを確認した。</p> <p>2 対策完了前の大雨への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川環境整備事業により、直ぐに効果発現が見込める河道掘削を必要な箇所で行う。(令和6年度当初予算 3河川 L=645m) ・排水ポンプ車の適時適切な対応のため、協議会作業部会等を通じて樋門管理者等の関係機関と連携を図った。 ・国の令和6年度ワンコイン冠水センサ実証実験に参加し、仮設ポンプの設置予定箇所にセンサを設置する。 ・令和5年度実施の調整池の健全度調査結果を基に、機能確保のための修繕等を行う。 <p>3 接続する河川の能力確保 下流圏域分科会において、県管理河川の改修も含め、あらゆる関係者が協働して集中的に治水対策を行う「水災害対策プロジェクト」を策定した。</p>
5	修正計画等	<p>「雄物川下流圏域 水災害対策プロジェクト」に必要な対策を位置づけた。 検証 No25 参照</p>

令和5年7月豪雨 古川流域の主な浸水範囲



古川流域の総合的な治水対策 概要図



検証項目の報告

検証項目		No	内水氾濫	浸水被害への対策について
		25		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・外水氾濫および内水氾濫により浸水被害が拡大した。 ・市内を流れる太平川、新城川、馬踏川、岩見川および古川が氾濫したほか、太平川、旭川、猿田川、古川の水位上昇により内水氾濫が発生したことにより、中心市街地をはじめ多くの地域で浸水被害が発生した。 (床上浸水約3,100棟、床下浸水約2,800棟) 	
2	課題 ・問題点		<ul style="list-style-type: none"> ・今回の豪雨災害への対応については、河川や下水道など関係する部門単位で行う対策では限界がある ・対策が必要となる対象は、国、県、市それぞれが関連することから、一体となって取り組む必要がある。 ・中心市街地などでは、市街化の進展などにより官民が連携した対策も必要である。 	
3	検討内容		<p>雄物川流域治水協議会 下流圏域分科会を新たに設立し、国、県、市が連携して今回の浸水被害の検証をはじめ、水害を軽減するための総合的な治水対策を検討し、水災害対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策を検討する。 ○被害対象を減少させるための対策を検討する。 ○被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を検討する。 	
4	検討結果		<p>1 第1回下流圏域分科会（令和5年8月30日設置・開催）</p> <p>(1) 参加機関 秋田市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、秋田県、農林水産省東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所、林野庁東北森林管理局秋田森林管理署、米代西部森林管理署、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター、秋田气象台、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所</p> <p>(2) 内容 被災メカニズムの解明による今災害と同規模の降雨で発生しうる浸水被害を軽減させるための治水対策の検討を開始</p> <p>2 第1回作業部会（令和5年9月29日開催） 今回の浸水被害の再現・検証を行い、検証結果を踏まえ、河川・下水道・農林など各事業において浸水被害軽減に有効な対策を提案</p>	

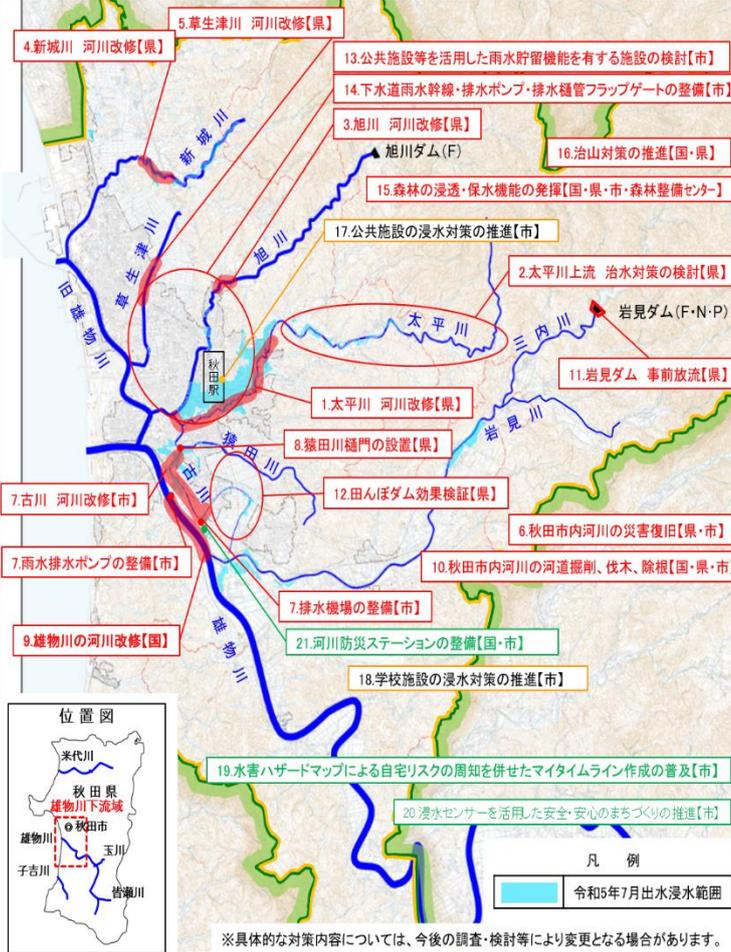
次ページ

4	検討結果	<p>3 第2回作業部会（令和5年10月24日開催） 提案した治水対策を実施した場合の効果を検証し、有効な対策について事業量および期間を整理</p> <p>4 第2回下流圏域分科会（令和5年11月10日開催） 下流圏域における「水災害対策プロジェクト（案）」について検討され、決定</p> <p>5 第3回下流圏域分科会（令和5年11月27日書面開催） 補正予算を反映した「水災害対策プロジェクト」の公表について決定</p> <p>6 第3回作業部会（令和5年12月22日開催） 特定都市河川の指定に向けた検討</p> <p>7 第4回下流圏域分科会（令和6年2月19日Web開催） 「水災害対策プロジェクト」の年度末時点修正分の公表について決定</p> <p>8 「雄物川下流圏域 水災害対策プロジェクト（案）」（添付資料参照）</p>
5	修正計画等	

雄物川下流圏域 水災害対策プロジェクト

～流域のあらゆる関係者が一体となった、安全で安心が確保できる治水対策の推進～

- 令和5年7月15日からの大雨により、太平川の越水をはじめ秋田市街地の大規模浸水被害が発生したことから、雄物川下流圏域では、国、県、市等が連携し、以下の対策を実施する。
- ・ 国は雄物川の河川改修、県は太平川、岩見川等の河川改修、災害復旧の対策を集中的に実施するとともに、秋田市は下水道の整備や浸水対策の検討を行い、令和5年7月と同規模の大雨による浸水被害を大幅に軽減する。
 - ・ なお、引き続き被害軽減に向けて浸水対策の検討を行っていく。



- 事業期間 令和5年度～令和14年度
- 事業費 約208億円【国：13.3億円、県：195億円】
※このほか、事業採択になったものから、費用が確定した段階で、事業費に追加となります。
- 目標 令和5年7月と同規模の大雨による浸水被害を大幅に軽減

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- 河川区域での対策
 - 1.太平川の河川改修【秋田県】
 - 2.太平川上流 治水対策の検討【秋田県】
 - 3.旭川の河川改修【秋田県】
 - 4.新城川の河川改修【秋田県】
 - 5.草生津川の河川改修【秋田県】
 - 6.秋田市内河川の災害復旧【秋田県・秋田市】
 - 7.古川の河川改修や排水機場等の整備【秋田市】
 - 8.猿田川樋門の設置【秋田県】
 - 9.雄物川の河川改修【国交省】
 - 10.秋田市内河川の河道掘削、伐木、除根【国交省・秋田県・秋田市】
 - 11.岩見ダム事前放流【秋田県】
- 集水域での対策
 - 12.田んぼダムの効果検証【秋田県】
 - 13.公共施設等を活用した雨水貯留機能を有する施設の検討【秋田市】
 - 14.下水道施設の雨水幹線、排水ポンプ、フラップゲートの整備【秋田市】
 - 15.森林の浸透、保水機能の発揮【林野庁・秋田県・秋田市・森林整備センター】
 - 16.治山対策の推進【林野庁・秋田県】

- 被害対象を減少させるための対策
- 氾濫域での対策
 - 17.公共施設の浸水対策の推進（エレベーター施設等）【秋田市】
 - 18.学校施設の浸水対策の推進（受変電施設、空調室外機等）【秋田市】

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- 氾濫域での対策
 - 19.水害ハザードマップによる自宅リスクの周知を併せたマイタイムライン作成の普及【秋田市】
 - 20.浸水センサーを活用した安全・安心のまちづくりの推進【秋田市】
 - 21.秋田地区河川防災ステーションの整備【国交省、秋田市】



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合があります。

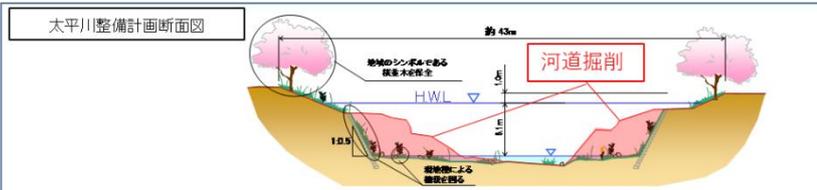
1. 太平川の河川改修① 【秋田県】

・延長4.6km（旭川合流点～桜大橋付近）において、川の中の土砂を除去して洪水時の水位を低下させます。また、掘削後の法面保護のため、護岸を設置します。

[治水安全度] 現況：1/10 ⇒ 整備後：1/20



- 事業内容：河道掘削、護岸等
- 事業期間：令和5年度～令和10年度
- 事業費：195億円
(河川激甚災害対策特別緊急事業)
- 施行地：秋田市榎山ほか



具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

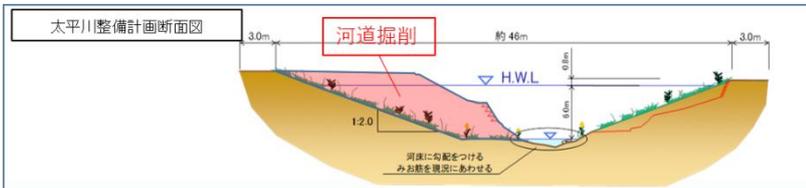
1. 太平川の河川改修② 【秋田県】

・延長2.8km（桜大橋付近～新相生橋付近）において、川の中の土砂を除去して洪水時の水位を低下させます。また、掘削後の法面保護のため、護岸を設置します。

[治水安全度] 現況：未改修 ⇒ 整備後：1/20



- 事業内容：河道掘削、護岸等
- 事業期間：令和5年度～
- 施行地：秋田市広面ほか



具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

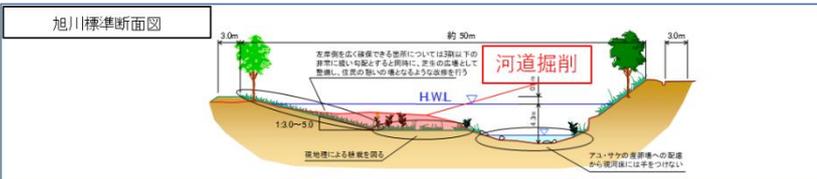
3. 旭川の河川改修 【秋田県】

・延長約0.3km（濁川橋上流付近）において、川の中の土砂を除去して洪水時の水位を低下させます。また、掘削後の法面保護のため、護岸を設置します。

〔治水安全度〕 現況：未改修 ⇒ 整備後：1/20



- 事業内容：河道掘削、護岸等
- 事業期間：令和5年度～令和7年度
- 施行地：秋田市濁川

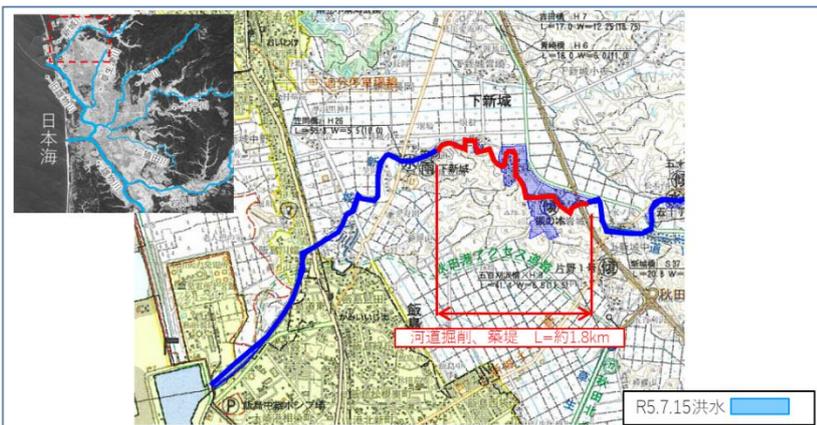


具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

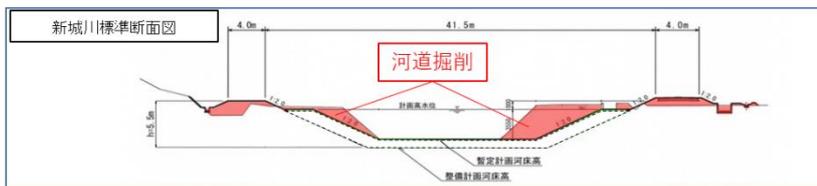
4. 新城川の河川改修 【秋田県】

・延長約1.8km（笠岡橋上流～秋田自動車道交差付近）において、川の中の土砂を除去して洪水時の水位を低下させるほか、堤防の高さが低いところは嵩上げをします。

〔治水安全度〕 現況：未改修 ⇒ 整備後：1/2（流せる量を約3倍にします）



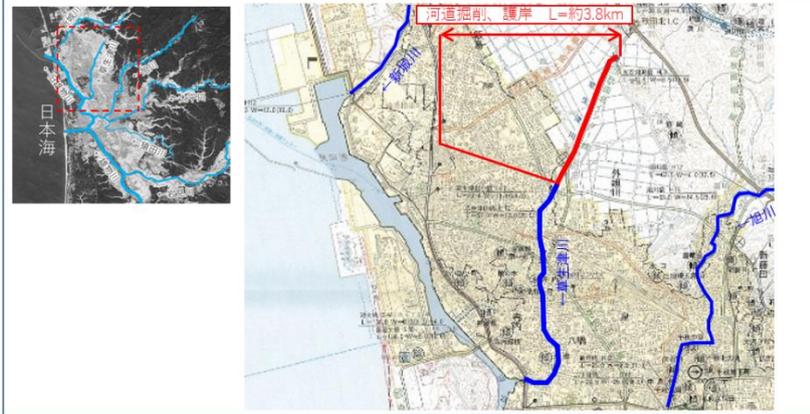
- 事業内容：河道掘削、築堤等
- 事業期間：令和5年度～
- 施行地：秋田市下新城笠岡ほか



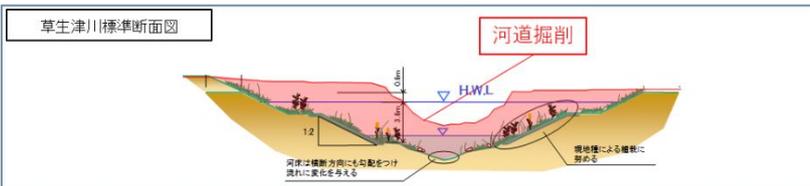
具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

5. 草生津川の河川改修 【秋田県】

- ・延長約3.8km（外旭川新橋～五百刈沢橋）において、川の中の土砂を除去して洪水時の水位を低下させます。また、掘削後の法面保護のため、護岸を設置します。
[治水安全度] 現況：未改修 ⇒ 整備後：1/10



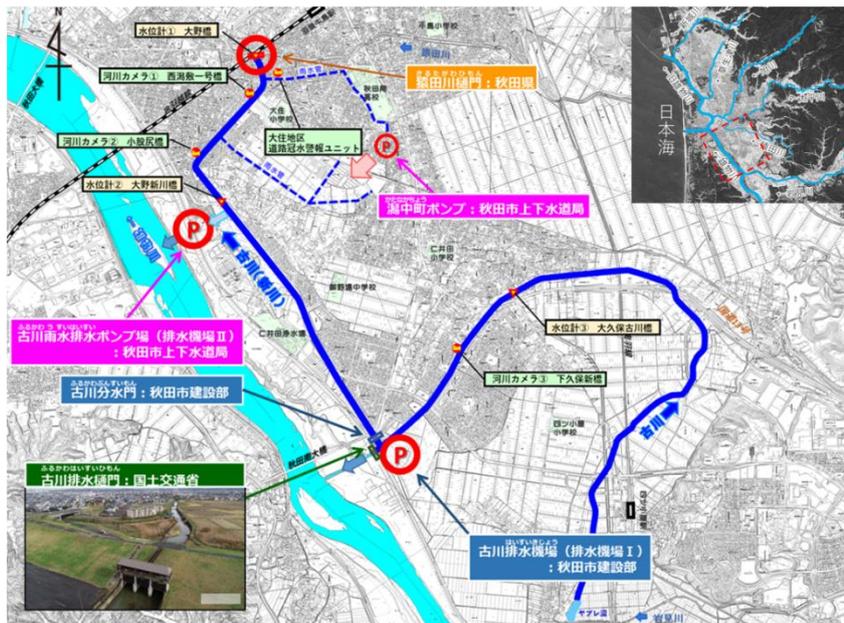
- 事業内容：河道掘削、護岸等
- 事業期間：令和5年度～
- 施行地：秋田市外旭川ほか



具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

7. 古川の河川改修や排水機場の整備 【秋田市】

- ・古川沿川において、内水を強制的に河川へ排水する排水ポンプを整備し、また川の中の土砂を除去して洪水時の水位を低下させ、家屋浸水被害の軽減を図ります。



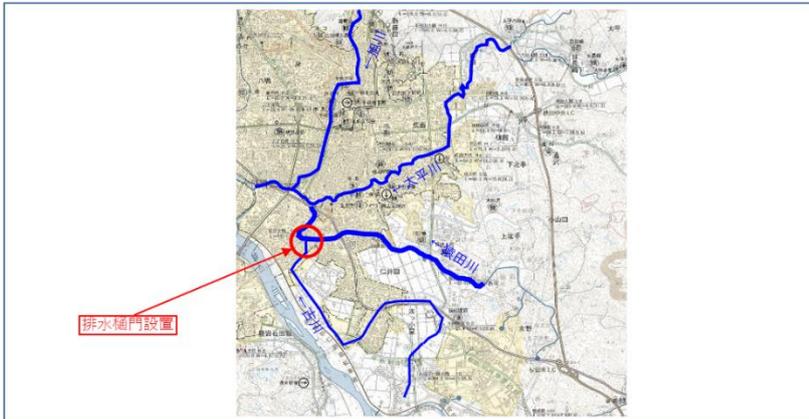
- 事業内容：河川改修、排水機場等の整備
- 事業期間：令和2年度～令和7年度
- 施行地：秋田市仁井田ほか



具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

8. 猿田川樋門の設置 【秋田県】

- ・洪水時に、猿田川から古川への水の流れを止めるため、排水樋門を設置します。

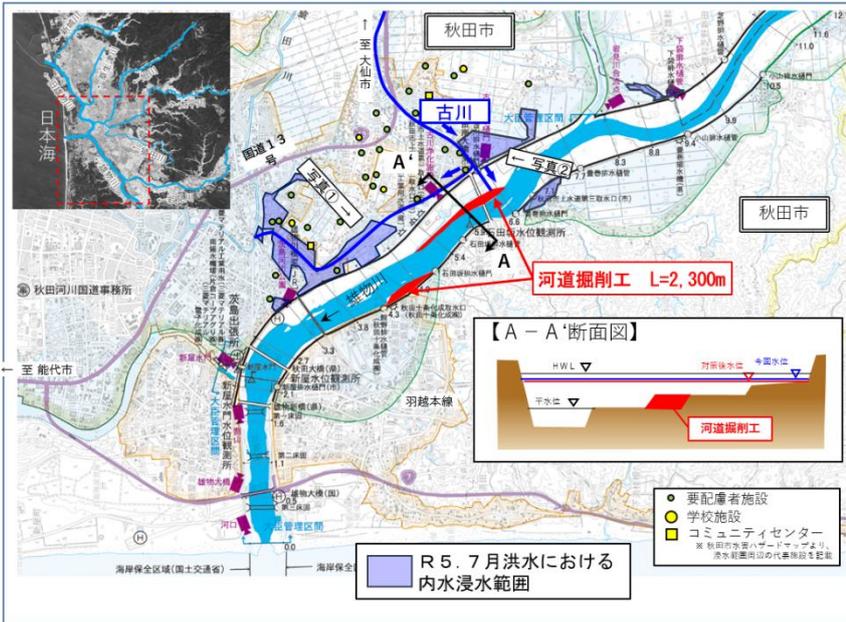


- 事業内容：排水樋門設置
- 事業期間：令和5年度～令和7年度
- 施行地：秋田市牛島西



9. 雄物川の河川改修 【国土交通省】

- ・延長2.3km（秋田南大橋下流付近）において、川の中の土砂を除去して洪水時の水位を低下させます。なお、掘り出された土砂は周辺の事業で有効活用する予定です。



- 事業内容：河道掘削
- 事業期間：令和5年度
- 事業費：13.3億円
(防災・減災対策等強化事業推進費)
- 施行地：秋田市仁井田ほか



具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

11. 岩見ダム事前放流 【秋田県】

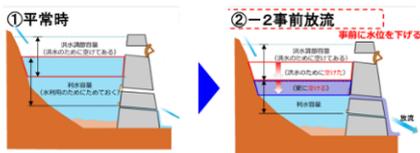
・大雨が降る前にダムの貯水位を下げ、豪雨時に洪水調節容量を最大限活用することで、岩見川下流の水位低減に努めます。

- 事業内容：岩見ダム事前放流
- 事業期間：令和5年度～
- 施行地：秋田市川辺岩見三内

位置図



事前放流イメージ



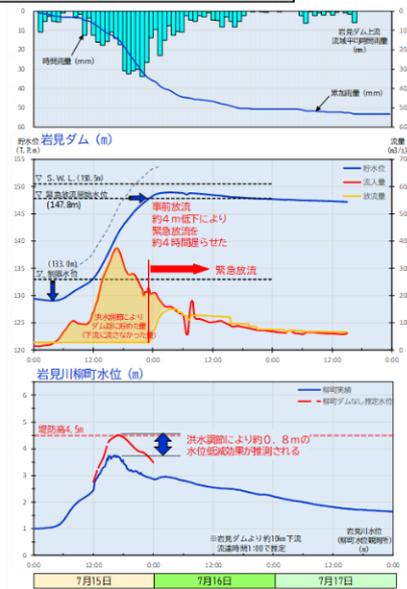
7月15～16日の豪雨における岩見ダムの洪水調節効果

○予測降雨総量で検討した結果、洪水調節容量では不足する結果となったため事前放流を実施し、最大限容量を確保。
（*夏期制限水位133.0m→129.13m【約4m低下】まで実施）

○結果、降雨が落ち着いてからの緊急放流の移行となり下流水位への影響は最小限となった。
○最大流入時（降雨ピーク時）に下流への放流量の低減に努め、下流水位（柳町）の0.8m低減に繋がったと推測。



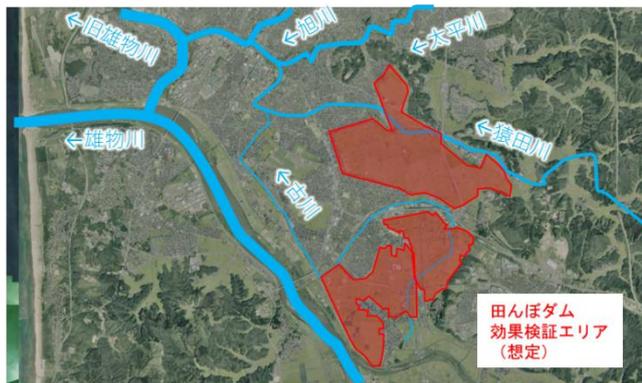
岩見川柳町水位観測局水位状況



具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

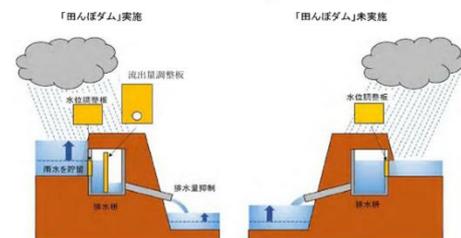
12. 田んぼダムの効果検証 【秋田県】

・当該流域内で現在ほ場整備事業を実施中・計画中の地区を含むエリア（A=約64ha）において、雨水貯留の効果について、技術的な知見やデータなどの協力を得ながら検証します。
また、検証結果を踏まえて、営農者の協力を得ながら田んぼダムの普及・拡大を促進します。



- 事業内容：ほ場整備事業 四ツ小屋北地区ほか4地区
- 事業期間：平成30年度～
- 施行地：秋田市仁井田、秋田市四ツ小屋

田んぼダムのイメージ（実施・未実施の比較）



田んぼダムに対応した田面排水柵・水位調整板のイメージ

具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。



ほ場整備工事の状況

13. 公共施設等を活用した雨水貯留機能を有する施設の検討 【秋田市】

- ・令和5年7月梅雨前線による大雨で浸水被害が発生した箇所にある公共施設等において、施設の改修などに併せて、雨水貯留機能を有する施設を検討します。

- 事業内容：公共施設等を活用した雨水貯留機能を有する施設の検討
- 事業期間：令和5年度～
- 施行地：公共施設



貯留のイメージ



公共施設を活用した雨水貯留の取組

- 防災調整池を平時はテニスコートとして活用(横浜市)



- 校庭周囲に設置した小堤による貯留(兵庫県)



- 敷地の地下に貯留施設を設置(西宮市)



※「流域治水施策集」を参考に作成

具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

14. 下水道の雨水幹線、排水ポンプ、フラップゲートの整備① 【秋田市】

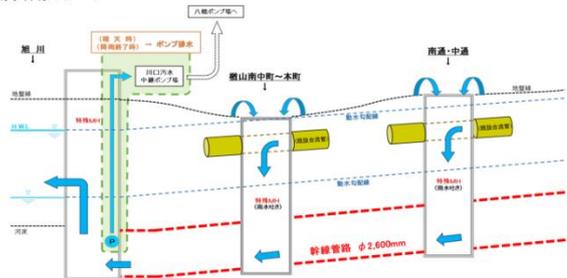
- ・秋田駅西地区において家屋浸水被害の軽減を図るため、氾濫量の約2割(約12,000m³)を一時的に貯留する機能を備えた雨水幹線管路の整備を検討します。
- ・既設の雨水排水樋管25箇所(25箇所)にフラップゲートの整備を検討し、河川からの逆流を防止を図ります。

- 事業内容：雨水幹線・フラップゲート整備の検討
- 事業期間：令和5年度～
- 施行地：中通、南通、榎山ほか



整備イメージ

雨水幹線イメージ



排水樋管フラップ化イメージ



具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

14. 下水道の雨水幹線、排水ポンプ、フラップゲートの整備② 【秋田市】

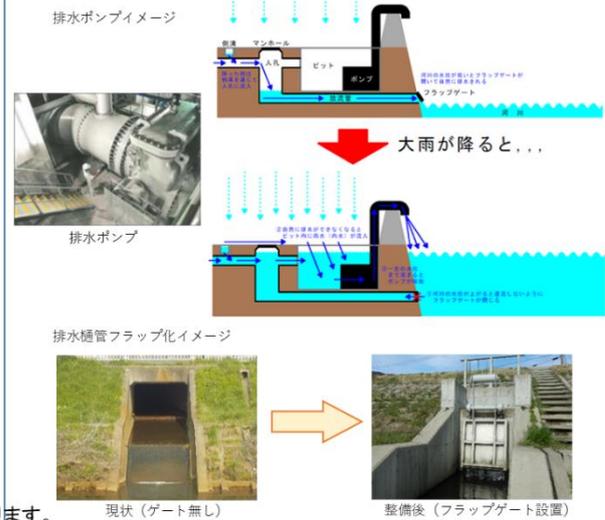
- ・八橋地区において、強制的に河川へ排水するため、局所的に排水ポンプの設置を検討することにより、家屋浸水被害の軽減を図ります。
- ・既設の雨水排水樋管8箇所にはフラップゲートの整備を検討し、河川からの逆流を防止を図ります。



具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

- 事業内容：排水ポンプ・フラップゲート整備の検討
- 事業期間：令和5年度～
- 施行地：八橋、手形、広面

整備イメージ



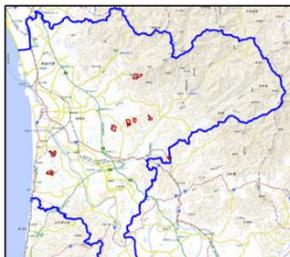
15. 森林の浸透、保水機能の発揮 【林野庁・秋田県・秋田市・森林整備センター】

- ・造林、保育、間伐等の適切な森林整備を行うことで、森林の水源かん養機能の高度発揮を図り、下流域における洪水被害を減少させるための取組を実施します。

- 事業内容：森林整備
- 事業期間：令和5年～
- 施行地：国有林：林野庁東北森林管理局
民有林：秋田県、秋田市、森林整備センター

国有林：東北森林管理局
民有林：秋田県、秋田市

民有林内の水源林造成事業地
(図の青枠内茶色部分)
整備機構森林整備センター



国有林：図の太赤枠内緑色部分
民有林：図の太赤枠内薄緑色部分

森林整備実施イメージ

【造林：植栽】



【保育：下刈】



【間伐】



16. 治山対策の推進 【林野庁・秋田県】

・ 治山対策の推進により森林の有する水源かん養や土砂災害防止などの公益的機能の高度発揮を図り、下流域における洪水被害や土砂災害を減少させるための取組を実施します。

- 事業内容：溪間工・山腹工
- 事業期間：令和5年～
- 施行地：国有林：林野庁東北森林管理局
民有林：秋田県



国有林：図の太赤枠内緑色部分
民有林：図の太赤枠内薄緑色部分

治山対策イメージ

【溪間工（治山ダム工、流路工）】



【山腹工】



17. 公共施設の浸水対策の推進（エレベーター冠水時管制運転機能・止水板）【秋田市】

・ 令和5年7月梅雨前線による大雨では、秋田駅東口に接続する市民交流施設周辺において、大規模な浸水被害が発生したことから、エレベーター冠水時管制運転機能や止水板施設などの浸水対策を実施します。



- 事業内容：冠水時管制運転機能
- 事業期間：令和5年度
- 施行地：秋田駅東西連絡自由通路



浸水したエレベーター

- 事業内容：エレベーター止水板設置
- 事業期間：令和5年度～令和7年度を予定
- 施行地：秋田駅東西連絡自由通路



止水板のイメージ

具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

18. 学校施設の浸水対策の推進（受変電設備・空調室外機の浸水対策）【秋田市】

- ・秋田市学校施設長寿命化計画（五ヶ年計画は市HPで公表）に基づく受変電設備等の更新に合わせて、浸水対策等も考慮し、設備を屋内に移設したり、基礎の嵩上げを実施します。

周辺一体が浸水した城東中学校付近



- 事業内容：冠水時管制運転機能
- 事業期間：施設更新時に随時実施
- 施行地：秋田市市内小中学校

外旭川中学校の取組事例



空調設備の基礎嵩上げ

城東中学校の取組事例



屋外にあった受変電設備



屋内に電気室を設置

太平中学校の取組事例



エアコン室外機を吊り下げ設置

具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

19. 水害ハザードマップによる自宅リスクの周知に併せたマイタイムライン作成の普及（町内会や学校での講習会）【秋田市】

- ・気象情報・河川情報の入手方法を周知する
- ・屋内安全確保の考え方および家庭内備蓄の考え方を周知する
- ・内水浸水想定区域図の作成前倒しにより、水害ハザードマップへの取り込みを検討



「水害対策ガイドブック」

- 事業内容：水害ハザードマップを活用した防災講話の開催
- 事業期間：令和5年度～
- 施行地：秋田市全域



水害ハザードマップ活用に関する防災講話の開催



「秋田市水害ハザードマップ」
(令和7年度に馬踏川・新波川を追加予定)

水害ハザードマップの別冊として令和4年4月に全戸配布。避難に必要な情報の入手方法やマイタイムライン作成方法等を記載。

具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

20. 浸水センサー等を活用した安全・安心のまちづくりの推進 【秋田市】

・地区住民の安全・安心な生活を確保するために、道路冠水と河川氾濫状況の見える化を図り、住民に対して注意喚起や現況を的確に伝達するとともに、通行止めなど市の迅速な現地対応に繋げる有効な手段を構築し、防災・減災意識を向上させる。

- 事業内容：センサー、警報ランプ、サイレン、ネットワークカメラ、通信ユニット、量水標
- 事業期間：令和3年度～令和7年度
- 施行地：秋田市大住ほか



設置計画

区分	冠水常襲地区	地下道
令和4年度	楢山地区	八幡地下道ほか
令和5年度	牛島地区	菅野地下道ほか
令和6年度	上北手地区	外旭川神田地下道ほか
令和7年度	広面地区	

具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

21. 河川防災ステーションの整備 【国土交通省・秋田市】

・雄物川下流域の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動に使用する緊急用資材の備蓄、作業車両の駐車場、ヘリポート等の機能を備えた秋田地区河川防災ステーションを整備するとともに、秋田市が水防センターを設置し、災害時活動拠点施設を整備する。

- 事業内容：盛土造成、緊急復旧用資材の備蓄（土砂、岩ズリ、根固めブロック等）、ヘリポート、水防センター
- 事業期間：令和5年度～
- 施行地：秋田市仁井田



子吉川防災ステーションの整備事例



具体的な対策内容については、今後の調査・検討により変更となる場合があります。

検証項目の報告

検証項目		No	内水氾濫	内水浸水想定区域図について
		26		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道計画区域の内、浸水常襲区域を優先して、令和3年度から作成を開始し、令和9年度の完成を目指している。 ・順次作成を進めており、令和3年度は「仁井田・御野場・大住・牛島」の古川流域、令和4年度は「中通・南通・檜山」地区を作成済みである。 (添付資料参照) ・内水浸水想定区域図の周知については、作成の翌年度にホームページや広報あきたへの掲載のほか、リーフレットを市民サービスセンターなどに配置している。 		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 作成スケジュール 未作成の地区においては、完成まで市民への内水浸水の情報提供ができない。 2 作成状況 浸水常襲区域外を含む下水道計画区域すべてについて、作成を完了するには、相当の経費と期間を要する。 3 周知方法 内水浸水想定区域図の存在を知らなかったという市民の声が多く、周知が不足している。 		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 作成スケジュール 作成スケジュールの見直し、短縮について検討する。 2 作成状況 今回の豪雨被害を受けての対象地区の追加と、浸水常襲区域以外の作成手法について検討する。 3 周知方法 更なる効果的な周知方法について検討する。 		

次ページ

4	検討結果	<p>1 作成スケジュール 下水道計画区域全体に対する内水浸水想定区域図の作成完成年度を令和9年度から令和7年度に前倒しする。</p> <p>2 作成状況 今回の豪雨災害を受け、浸水常襲区域の対象地区に横森、桜、新屋の一部を追加する。また、浸水常襲区域以外については、主に地形データのみで解析を行う簡易手法を用いることにより、費用の軽減と期間の短縮が可能となる。</p> <p>3 周知方法 これまでの周知方法のほか、SNSによる情報発信や関係町内会への情報提供などにより、地域住民への効果的な周知を行う。</p>
5	修正計画等	秋田市上下水道局令和6年度実施計画

令和5年7月豪雨に伴う内水浸水想定区域図作成の見直し

1 作成スケジュールの見直し

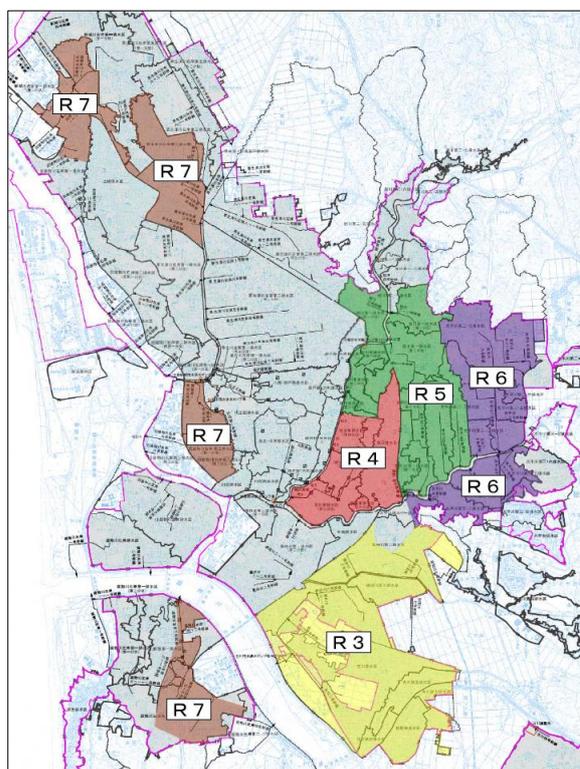
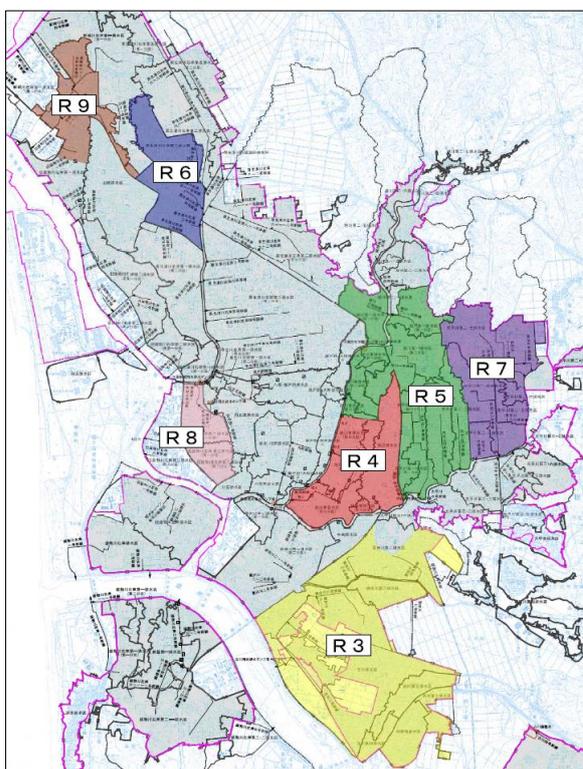
- ・完成年度を令和9年度から7年度へ前倒し
- ・横森、桜、新屋地区の一部を対象区域に追加

地区 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
仁井田、御野場、大住、牛島	●						
中通、南通		●					
手形、東通、千秋			●				
将軍野				● → ●			
広面				● ← ●			
山王					● ← ●		
土崎					● ← ●		
横森、桜 (追加)				●			
新屋 (追加)					●		
事業費 (千円)	41,800	33,046	41,250	111,000 61,000	98,000 61,000	61,000	61,000

2 作成地区

【当初】

【見直し後】



検証項目の報告

検証項目		No	内水氾濫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広面汚水中継ポンプ場の冠水対策について ・ 広面汚水中継ポンプ場の耐水化手法について
		27・49		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水ポンプのある地下室が水没したほか、地上1階も約80cm冠水し、電気設備等重要設備が故障したため、ポンプ場が運転不能となった。 ・ 仮設備による早期の機能回復により、市民生活への大きな影響は回避できたものの、一時的に約6,000世帯を対象として下水道の使用制限を実施した。 ・ 現在は、仮設受変電設備・制御盤等により平常時と同じ汚水ポンプ4台が運転可能となっている。 ・ 本復旧工事は、令和6年度を予定している。 <p>【広面汚水中継ポンプ場停止・機能回復に至る経緯】</p> <p>R5.7.15 13:02 浸入水認知 13:45 汚水ポンプ故障警報（浸入水による電気設備冠水と想定） 15:30 建屋内浸水約80cm、ポンプ場機能停止</p> <p>R5.7.17 1:00 送水機能復旧（汚水ポンプ1台運転、電源は仮設発電機） 23:44 汚水ポンプ2台目運転可能（ほぼ平常時と同等の能力確保）</p>		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポンプ場の冠水対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 冠水対策として、国の補助を活用しながら、浸水深さ80cmの被災原因除去対策を行う必要がある。 (2) 冠水対策の範囲、手法等により事業費が大きく異なる。 2 ポンプ場の耐水化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記の冠水対策に加え、今回と同様の浸水被害が発生した場合においてもポンプ場機能が喪失しないよう、機器等の耐水化を進める必要がある。 (2) 破砕機など主要な機器の更新計画に併せ、耐水仕様の機器の採用を検討する必要がある。 		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポンプ場の冠水対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国の補助を活用した冠水対策について検討する。 (2) 以下の3つの案について検討する。 <ol style="list-style-type: none"> 案1 敷地境界を耐水壁で囲い敷地への浸入水を防止 案2 建築物のドア、シャッター、窓等の開口部へ止水壁を設置するなど、建築物内部への浸入水を防止 案3 電気設備を敷地内に建設する別棟・高所へ建設し、敷地内が冠水しても運転可能な状況とし、ポンプ場としての機能を確保 		

次ページ

3	検討内容	<p>2 ポンプ場の耐水化</p> <p>(1) 耐水仕様の機器等を採用し、ポンプ場内設備の耐水性の強化について検討する。</p> <p>(2) スtockマネジメント計画の機器更新に合わせた実施について検討する。</p>
4	検討結果	<p>1 ポンプ場の冠水対策</p> <p>(1) 対策浸水深としては、今回の浸水深に10cmの高さを加えた90cmとする。</p> <p>(2) 建築物のドア、シャッター、窓等の開口部へ止水壁を設置するなど、建築物内部への浸入水を防止する案2を採用し、令和6年度の工事とする。</p> <p>2 ポンプ場の耐水化</p> <p>(1) 耐水性の高い機器、施工方法を採用する。</p> <p>(2) 令和8年度に汚水ポンプ、破砕機の更新をする。</p>
5	修正計画等	秋田市上下水道局令和6年度実施計画

検証項目の報告

検証項目		No	災害廃棄物処理	災害廃棄物処理計画について
		28		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月に「秋田市災害廃棄物処理計画」を策定しており、策定から5年が経過している。 ・策定以降、全国で地震や水害などの災害が発生し、災害廃棄物処理に関する事例が積み上がっている。 ・令和5年7月豪雨による本市の災害廃棄物処理で生じた課題を今後の対応に生かす必要がある。 		
2	課題 ・問題点	<p>大規模災害時においては、「秋田市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理を行うこととしているが、地震対応が中心の記載のため、今回の経験や課題を踏まえ、記載を見直す必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害ごみ収集等の市民広報 2 初動体制と被害情報の把握 3 災害廃棄物処理における業務執行体制等 4 発災時の執行体制 5 計画上の水害対応の記載 		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 「災害ごみ」の排出方法等の周知について検討する。 2 発災直前直後の部内職員の動きを検討する。 3 業務の特定の課への集中や部の方針の現場職員までへの伝達について検討する。 民間委託や自治体応援が発災時に素早く機能する準備について検討する。 4 BCPに準じた発災時の執行体制について検討する。 5 地震と水害の記載要領について検討する。 		

次ページ

4	検討結果	<p>1 (1) 平時の情報発信として、広報誌等を活用し、通常のごみ出しと異なる「災害ごみ」の排出方法を啓発する。</p> <p>(2) 災害時の情報発信として、HP・町内会などを活用し、市民周知を図る。また、仮置場の受入状況のHP発信を強化する。</p> <p>2 (1) 警報発令時など「災害発生前の初動体制方針」を策定する。</p> <p>(2) <u>災害の規模に応じて、部内で被害状況を予測するプロセスを具体化し、災害ごみ発生エリアを特定し、仮置場を指定する。なお、被害状況把握が難しい場合は、段階的に設置する。</u></p> <p>(3) <u>発災時の情報収集を強化するため事前に災害廃棄物の発生が予想される立地状況を精査するほか、発災後は環境部職員による現地確認など災害廃棄物発生エリアの情報を収集する。</u></p> <p>3 (1) 環境部内での災害時の業務量平準化をめざし、役割分担の見直しなどを実施する。</p> <p>(2) 発災時の指揮系統の明確化や情報の一元化など、円滑な災害ごみの処理に向け、情報伝達のあり方などを改善する。</p> <p>(3) 発災時は、処理業者・応援自治体等の関係者と情報交換を綿密に行う。</p> <p>(4) 民間委託や自治体応援などの手続開始要件について明確化する。 ※検証No. 30「仮置場の選定と運営について」の2検討結果2(1)参照</p> <p>(5) 職員を対象とした災害廃棄物の処理に関する研修を実施する。</p> <p>4 発災時の役割分担や、市民生活に影響の少ない業務縮小の方針を策定する。</p> <p>5 水害対応の記載を明確化するなど、今回の経験を踏まえ追記する。</p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画（災害廃棄物処理の概要） ・秋田市災害廃棄物処理計画（大規模災害時の災害廃棄物の処理に向けた初動体制や業務執行体制等）

検証項目の報告

検証項目		No	災害廃棄物処理	災害廃棄物の収集方針について
		29		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの規模の災害では、住家への漂着ごみおよび床上浸水した住家の家財は、自分で排出できない場合、連絡を受け現地調査後、収集車両等の体制を整え戸別収集していた。今回の災害は、規模が甚大かつ広範囲にわたり、従来の方法での戸別収集は困難であり、仮置場を設置し市民による搬入を周知する対応を追加した。 ・今回は、市民の仮置場への搬入・総合環境センターへの自己搬入により、災害廃棄物を処理し、上記が困難な場合、戸別収集をすることとした。また、ポリ袋に入る可燃性廃棄物は、ポリ袋に「災」と記載し、集積所に排出できることとした。 		
2	課題 ・問題点	1 収集方針の再検討 (1) 災害が一定規模を超えると、収集能力の限界を超え戸別収集が困難となることから、市民による仮置場への搬入をお願いするなど、災害ごみを円滑に処理するための対策が必要となる。 (2) 仮置場への搬入依頼と戸別収集方針の周知が徹底できていなかった。		
3	検討内容	1 収集方針の再検討 (1) 収集能力に限界があることから、仮置場の利用をお願いし、戸別収集対象の限定について検討する。 (2) 仮置場等への搬出が困難な方のみを対象とした戸別収集について検討する。		
4	検討結果	1 収集方針の再検討 (1) ア 戸別収集は、市が保有する収集車両台数が少ないことから、協定に基づく民間への支援要請や他都市への支援要請方法等をあらかじめ設定する。 ※ 戸別収集の能力を超える被害（例：床上〇件）を事前に定め、超えた場合と超えない場合の対応を具体化する。 イ 戸別収集の申込受付時は、災害ごみと分かる貼り紙添付の周知を徹底する。 ウ <u>仮置場に搬入できないごみの設定など、平時から広報あきたやHP、SNSを活用した市民周知などによる「便乗ごみ」対策を実施する。</u> エ <u>効率的に災害廃棄物を収集するため、実際に収集作業を担う団体と連携を進め、災害規模によっては、地区別収集の実施も想定した仕組みづくりを進める。</u> (2) ア 戸別収集の申込受付に当たっては、収集箇所のマッピングのデジタル化など業務の効率化を図る。 イ 市民への仮置場利用の推奨、集積所へ排出できる廃棄物の周知を徹底し、それでも自宅から搬出が困難な方を対象に戸別収集を実施する。なお、戸別収集の要望については環境班で整理を行い、必要に応じてボランティアとの連携を図る。		
5	修正計画 等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画（災害廃棄物処理の概要） ・秋田市災害廃棄物処理計画（大規模災害時の災害廃棄物の処理に向けた戸別収集の方針等） 		

検証項目の報告

検証項目		No	災害廃棄物処理	仮置場の選定と運営について
		30		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、災害廃棄物の仮置場を7か所設置した。設置日は7月17日が5か所、7月19日が2か所であった。 ・旧空港跡地仮置場は、面積が大きいことから、災害ごみの搬入が落ち着く8月下旬まで設置することができた。一方で、旧空港跡地を除いた公園等の仮置場は、市街地にあり面積が限られ、開設から3日～7日で容量を満たし閉鎖することとなった。 ・仮置場を設置するためには、不適正な排出を防止するため行政による指導等が必要となり、他部局からの職員の動員が必要となった。 	
2	課題 ・問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 仮置場の適地選定が難航した。 2 水害時には、災害廃棄物の搬出が短期間で集中的に発生し、戸別収集での対応が難しく、仮置場への搬入対応が必須となる。仮置場の運営については、事前に対応方針が十分定められていなかったほか、想定を超える人員が必要となり、他の業務に支障が生じた。 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 事前準備としての、適地選定・資機材の確保・受入体制などを検討する。 2 仮置場を複数設置するための人員や、仮置場を運営するノウハウなど、適正な運営体制の確保と民間委託の活用を検討する。 	
4	検討結果		<ol style="list-style-type: none"> 1 (1) 適地選定に向け候補地の現状を把握し、管理者と情報交換等を行いリスト化する。(堆雪場や廃校グラウンドなど) (2) 適切に運営が行えるよう、事前に資機材を確保するとともに「便乗ごみ」対策の強化を図る。 2 (1) 平時に、警備業者や産業廃棄物処理業者など民間団体と仮置場の運営に向けた委託について、協定締結などを含め協議する。協議にあたっては、仮置場指定後、直ちに業者が準備を開始できるような仕組み構築を念頭に置く。 (2) 平時に、廃棄物処理業者などと意見交換し、仮置場の運営方法を決定する。 (3) 平時に、職員を対象とした災害廃棄物の処理に関する研修を実施する。 	
5	修正計画 等		<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画（災害廃棄物処理の概要を記載） ・秋田市災害廃棄物処理計画（大規模災害時の災害廃棄物の処理に向けた仮置場の選定等） 	

検証項目の報告

検証項目		No	罹災証明書	罹災証明書の発行手順について
		31		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月の豪雨災害では、過去に経験したことのない甚大な被害が発生した。大規模災害による罹災証明書の交付業務については、経験した職員がほとんどいない状況であった。 ・7月17日から電話、7月18日から市役所および一部のサービスセンターで罹災証明書交付申請書受付（以下「申請受付」という。）を行った。 ・8月7日から罹災証明書を交付し、9月末まで（発行開始から約1か月半）に90%以上を交付（令和6年2月29日現在7,886件（交付率99.9%）した。 ・申請受付は、令和6年1月15日で終了した。 <p>【対応経過】</p> <p style="margin-left: 40px;">令和5年7月14日（金） 豪雨発生</p> <p style="margin-left: 80px;">17日（月） 電話による受付開始</p> <p style="margin-left: 80px;">18日（火） 市役所本庁、南部市民サービスセンター、駅東サービスセンターで申請受付開始</p> <p style="margin-left: 40px;">8月7日（月） 罹災証明書交付開始</p>		
2	課題・問題点	<p>1 発災当初、財政班で申請受付を行ったことに加え、被害の程度を把握するための家屋被害調査と罹災証明書を発行するための被害認定調査を行ったことから、全庁応援体制が整うまで、申請受付から発行までの体制（場所・人員）の確保・維持が困難であった。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、申請受付、入力、発行に従事した職員数は、1日あたり最大41名が従事（資産税課職員21名、財政班を含む応援職員20名）した。資産税課職員37名中、上記の罹災証明書発行業務のほか、床下浸水家屋の被害調査に11名従事したことから、ほぼ資産税課職員全員が約3か月の間、通常業務が行えない状況であった。</p> <p>2 災害対策本部を設置しない比較的小さな災害の場合、これまでは住家被害においても防災安全対策課が担当となり、罹災証明書の代わりとなる被害証明書を発行しており、大量の罹災証明書を発行する経験がなかった。また、発行に必要な被災者生活再建支援システム（以下「システム」という。）に、習熟している職員がいなかった。</p> <p>3 罹災証明書交付申請書の様式に、自己判定方式や申請者と罹災建物との関係（所有者、借家人、居住者）確認欄がなかった。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、罹災証明書の記載内容に、様々な形態の家屋（2世帯住宅、居宅兼店舗、登記上の用途と現況が違う家屋（登記上店舗であっても、実情は居宅として使用している）、浸水部分がマンションの共有部分や地下部分など）や家族構成（複数世帯が同居している場合や、単身赴任や大学生など、世帯主、または世帯員の一部が住民票以外の場所に住んでいるなど）があり、発行に至るまでの判断・確認に、時間を要した。</p>		

3	検討内容	<p>1 申請受付（電子申請含む）および発行までに必要な体制ならびに応援職員の継続的な配置について検討するとともに、災害状況に応じた申請受付・証明交付の手法も検討する。</p> <p>2 被害証明書と罹災証明書の発行区分（住家以外（店舗、事務所、工場等）の証明区分）について検討するとともに、システムの習熟方法について検討する。</p> <p>3 罹災証明書交付申請書および罹災証明書の記載項目について検討する。</p>
4	検討結果	<p>1 (1) 必要な体制と応援職員の配置について</p> <p>①被害認定調査については、一部の担当や課所室に業務が集中しないよう、災害規模に応じて全庁体制へ切り替えるものとし、罹災証明書交付についても効率的に業務を進めるため、応援職員を1日単位ではない継続的な配置となる体制とする。</p> <p>②発行する罹災証明書の証明内容の最終確認は、<u>資産税課で行う必要があることから、それ以外の業務については、基本的に応援職員が行う。</u></p> <p>(2) 状況に応じた証明書申請受付について</p> <p>①災害の状況によっては、<u>各市民サービスセンター等で申請受付する。</u></p> <p>②申請は、<u>本庁および各サービスセンター窓口のほか、郵送、電子申請で受付を行うとともに、災害の規模に応じた被災者に負担とならない効率的な方法（避難所等への訪問等）を実施する。</u></p> <p>(3) その他</p> <p>①電子申請については、<u>罹災証明書等交付事務取扱要綱等の改正や手続きなどと併せて運用を開始する。</u></p> <p>②受付した内容は、速やかにシステムへ入力し、被害認定調査担当に提供・共有するとともに、調査が終了したものについては、システムに入力された調査データを元に1週間以内に発行する。（交付の方法については、窓口で即時交付、郵送等に対応する方法など、他都市の事例等を研究し、継続して検討する。）</p> <p>2 災害対策本部を設置しない比較的小さな災害においても、住家被害については、<u>罹災証明書を発行することとし、災害対策本部を設置した場合に担当課となる資産税課においては、平時から大量の罹災証明書の発行を想定した訓練を実施するなど、発災時に発行手順等に関する十分な知識とノウハウを有する体制を整える。</u></p> <p>また、罹災証明書交付申請書受付・発行マニュアルを作成するとともに、システムを含めた訓練や研修会を定期的に行い、申請受付やシステム操作の習熟を図る。</p>

4	検討結果	<p>3 <u>罹災証明書交付申請書および罹災証明書の記載内容について、内閣府が示す様式等を参考にしながら、自己判定方式の意思確認の欄、被災者と被災家屋の関係を確認する欄や世帯員などの項目についても、罹災証明書等交付事務取扱要綱の改正により様式を見直す。</u></p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画 ・罹災証明書等交付事務取扱要綱・罹災証明書交付事務取扱要領 ・罹災証明書交付申請書受付・発行マニュアル（新規）

検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	災害ボランティアセンターの運営支援について
		32		
1	現 状			<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営にあたっては、秋田市社会福祉協議会が他都市の社会福祉協議会からの職員派遣について調整を行い、発災後約2週間程度で応援職員が派遣され、同センターの運営を支援した。 ・上記応援職員の支援により災害ボランティアの進捗管理などを、マンパワーをかけて行った。
2	課題 ・問題点			<p>1 災害ボランティアセンター運営の人員体制 他の社協からの応援態勢が整うまで、1週間以上要したが、その間も災害ボランティア対応が求められる。 災害ボランティアセンター運営にあたり、一部業務に対し約1か月半の間、福祉保健部より1日あたり3名～5名の応援職員を派遣したところではあるが、派遣した職員のみでは十分ではなく、ニーズ調査などの本格実施に時間がかかるなど、人手不足による影響が見られた。</p> <p>2 災害ボランティアの進捗管理 紙ベースで災害ボランティアの進捗を管理していたが、集計・整理に時間と人員が相当数必要で、進捗管理の遅れのみならず、ニーズ調査など他の業務への影響が発生した。</p>
3	検討内容			<p>1 災害ボランティアセンター運営の人員体制 今回の豪雨災害対応および現状の社会福祉協議会の人員体制を踏まえ、どのような業務で何人の人員が必要になるかを検討する。</p> <p>2 災害ボランティアの進捗管理 災害ボランティアの進捗管理に活用できるシステムを導入し、進捗管理の効率化を図る。</p>
4	検討結果			<p>1 災害ボランティアセンター運営の人員体制 秋田市社会福祉協議会と共に検討した結果、災害ボランティアセンター運営にあたっては、設置当初においても添付資料にある業務を実施する必要があるとあり、計30人を秋田市社会福祉協議会以外の団体等からの応援により補うことが望ましい。(添付資料参照) 応援人員については、本市による応援職員の派遣のほか、平時より秋田市社会福祉協議会と関連団体と人員派遣に関する取り決めを交わすことで人員確保を図っていく。</p>

次ページ

4	検討結果	<p>2 災害ボランティアの進捗管理</p> <p>今回の豪雨対応で試験導入したICTを引き続き運用することで、進捗管理の効率化を図る。</p> <p>また、災害時における市システムとの情報共有を図る。</p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画 ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル

災害発生当初における災害ボランティアセンターの必要人員

班名	主な役割	必要人員		
		市社協職員	外部から	計
統括	■災害VCの統括・副統括	2	0	2
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ■運営資金の確保、現金預金の管理、会計処理 ■物品・資機材の調達・整理・管理、寄付金品の受入 ■スタッフの確保・調整・配置、安全・衛生管理 ■スタッフミーティングの開催、重要事項の周知 ■関係機関との連絡調整 ■ボランティアの怪我・病気対応、病院への対応 ■高速道路無料措置手続き 	4	2	6
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ■関係機関・各班からの情報集約・進捗管理 ■報道機関・HP・SNSなどによる情報発信 ■災害VC運用システムの導入 ■各種実績の集約・外部への報告 	1	1	2
ニーズ班	■ニーズ調査(ローラー調査)	4	6	10
	<ul style="list-style-type: none"> ■ニーズ受付、システムへの入力 ■ニーズ整理・管理、活動先の調整、事前連絡 ■ボランティア要請件数の集計、情報班への報告 	1	5	6
	■活動先の事前調査(現調)	2	2	4
	■活動先までの地図の準備	0	4	4
マッチング班	<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアの受付、名札の作成、保険加入 ■ボランティア受付け数の集計、情報班への報告 	2	2	4
	<ul style="list-style-type: none"> ■災害VCレイアウト設営(サテライト含む) ■活動内容の紹介、ボランティアのマッチング ■オリエンテーションの実施 ■活動中ボランティアの状況把握、活動先巡回 ■活動中ボランティアからの連絡対応 ■ボランティアの帰着確認、活動報告書の確認 ■ボランティア活動者数の集計、情報班への報告 ■翌日以降の活動の準備(活動人数の調整) ■活動資機材の受け渡し・返却確認・管理 ■送迎車両・運転手の確保、ボランティアの送迎 ■ボランティアの受付、名札の作成、保険加入 ■翌日以降の活動の準備(活動人数の調整) ■活動資機材の受け渡し・返却確認・管理 ■送迎車両・運転手の確保、ボランティアの送迎 	4	8	12
合 計		20	30	50

検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	要配慮者への対応について
		33		
1	現 状	<p>地域防災計画上の「在宅の要配慮者の安全確保」で挙げている取組のうち、以下については、円滑な実施ができなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の実施 市（福祉班）では、「避難支援対象者名簿（全体版）」を活用し、自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員等と協力し、安否確認を行うこととしているが、民生委員・児童委員による安否確認にとどまった。 ・要配慮者の状況調査および情報の提供 市（福祉班）では民生委員・児童委員、ホームヘルパーおよびボランティア等の協力を得てチームを編成し、要配慮者のニーズ把握など状況調査を実施するとともに保健・福祉サービスの情報を随時提供することとしているが、避難所の要配慮者の対応に追われ早期実施に至らなかった。 		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者に係る状況把握の早期実施 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員自身が被災し、すぐに対応することが困難な地区が存在した。 ・複数の地域包括支援センター（以下、「包括」という。）がある中で、被災した包括への支援体制について予め定めていなかった。 ・要配慮者が利用する事業所などが被災し、事業所による安否確認を行えないことがあるほか、在宅や各種制度等を利用していない要配慮者について状況把握の手段がなく困難であった。 2 要配慮者のニーズ把握を行うチーム編成、避難所における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援のためのチーム編成について、その具体的な手法等が定められていなかった。 ・避難所に避難した障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援等が不足していた。 		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者に係る状況把握の早期実施 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における民生委員による安否確認等については、全国民生委員児童委員連合会や秋田県民生児童委員協議会を通じて情報交換や情報の収集を図るとともに要領・指針等の作成を検討する。 ・包括自体が被災した場合の後方支援体制について検討する。運営法人ごとの支援のあり方や、包括圏域内における居宅介護支援事業所等との協力体制について、包括運営協議会等で検討を行う。 2 要配慮者のニーズ把握を行うチーム編成、避難所における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と協議の上、支援体制の実施体制について平時より取り決めを定めておく。 		

次ページ

4	検討結果	<p>1 要配慮者に係る状況把握の早期実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市民生児童委員協議会の正副会長・常任理事で構成される常任理事会における災害時における民生委員活動のあり方や活動指針についての協議を依頼した。 <p><u>併せて、災害時における支援活動のあり方などについては、地域の民生委員に限らず、自主防災組織や町内会等でも平常時から検討し、整備してもらうため、市（福祉班）のこれまでの取組に加え、防災安全対策課や各市民サービスセンターが、自主防災組織連絡協議会、地域福祉推進関係者連絡協議会および地域活動座談会などにおいて、要配慮者の状況把握の実施について働きかける。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>包括自体が被災した場合に備え、運営法人ごとの支援のあり方や、包括圏域内における居宅介護支援事業所等との協力体制について、包括運営協議会等で検討する機会を定期的に設ける。</u> <p>併せて、集団指導等の機会を捉えて、居宅事業所へ、担当の在宅要介護者の安否の確認等の協力を依頼する。</p> <p>2 要配慮者のニーズ把握を行うチーム編成、避難所における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、ホームヘルパーなどからなるチームによる活動について事前に整理することで災害発生当初から活動できる体制づくりに努める。 ・避難所における支援実施の流れについて関係機関と平時から調整を行う。
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画 ・秋田市災害時要援護者の避難支援プラン

検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	見守り対象者の安否確認について (※ 民生委員活動)
		34		
1	現 状	被災地における見守り対象者の安否確認について、民生委員に協力を依頼し実施したが、民生委員自身が被災し、すぐに対応することが困難であった地区があり、市職員が現地に行き確認するなどの対応をしたため時間を要した。		
2	課題 ・問題点	1 秋田市の災害時における民生委員による安否確認に関する要領・指針等 被災地における見守り対象者の安否確認については、令和3年8月の大雨災害において民生委員が見守り活動中に死亡したケースを受け、全国民生委員児童委員連合会は「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を改訂し、あらためて災害時は民生委員自らの安全確保がなにより重要であることを明確にしており、災害時における民生委員活動について検証が必要である。		
3	検討内容	1 秋田市の災害時における民生委員による安否確認に関する要領・指針等 情報共有や安否確認等について、秋田県民生児童委員協議会の役員を務めている委員や全国民生委員児童委員連合会と情報交換等を行っている民生委員もいることから、動向についての情報を収集するとともに、関係機関である秋田市民生児童委員協議会と事前協議により要領・指針等の作成を検討する。		
4	検討結果	1 秋田市の災害時における民生委員による安否確認に関する要領・指針等 秋田市民生児童委員協議会の正副会長・常任理事で構成される常任理事会において、協議を依頼した。 (協議内容) ・災害時における民生委員活動のあり方 ・活動指針の検討など		
5	修正計画 等	災害時における民生委員による安否確認に関する要領・指針等		

検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	災害時における医療の対応について
		35		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時、応急医療体制に関するマニュアルを備えていなかったことから、災害時の対応手順が明確になっていなかった。マニュアルは不備だったが、今回の豪雨災害では保健所長（医師）の指示により、適切な判断が行われた。 		
2	課題 ・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における健康危機管理対策に係る手順が明確ではなかった。 ・地域災害医療コーディネーター等（※）の招集の手順が明確ではなかった。 ・地域災害医療コーディネーター等の具体的な活動内容が明確ではなかった。 ・市災害対策本部保健部保健衛生班と県保健医療調整本部との連絡体制、情報共有が不十分だった。 <p>※ 地域災害医療コーディネーター等は、災害の状況に応じた適切な医療体制構築への助言、被災地における医師、看護師等医療スタッフの配置、患者の收容先医療機関の確保等の医療活動の立案、活動の調整を行う。</p>		
3	検討内容	<p>上記の課題を含め、大規模地震等の災害を想定し、同規模の都市や災害を経験した都市などの災害時医療救護マニュアル等を参考にしながら、新規に作成するマニュアルの内容について検討する。</p>		
4	検討結果	<p>災害時の応急医療体制に関するマニュアルについて、以下の項目を含めて作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秋田市保健所健康危機管理基本指針に基づく体制づくり 2 地域災害医療コーディネーター等の招集について、災害状況に応じた基準・手順の設定 3 地域災害医療コーディネーター等の役割分担と情報共有体制の明確化 4 県保健医療調整本部との迅速かつ適切な連絡体制の構築 		
5	修正計画 等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画 ・災害時の応急医療体制に関するマニュアル（新規） 		

検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	在宅被災者の健康状態等の把握について
		36		
1	現 状	<p>【災害時保健活動マニュアル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェーズ1（災害発生後72時間）に健康相談が必要な対象者の把握として、下記からの情報収集を想定している。 （市民生活班と連携、避難所や避難者からの情報、保健衛生班内からの情報、福祉班からの情報） <p>【令和5年度の豪雨災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋調査やボランティア活動を通して健康相談のチラシを配布し、電話で健康相談の対応をした（発災時から7日目より）。 ・被害が大きい地区を限定して健康調査を実施し、必要な保健指導を実施した（発災時から18日目から4日間）。 ・近所からの電話相談を通して自主避難者を把握した（発災時から7日目）。 ・福祉班は、地区民生児童委員を通して、在宅被災者の情報収集を行った。また、地域包括支援センターに健康に関する対応について情報提供した。 		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅被災者の健康調査について、時期、対象、人員の確保等、具体的な活動のマニュアルを作成していなかった。 2 福祉保健部（福祉総務課地域福祉推進室、長寿福祉課）等と情報共有する連携体制がない。 		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅被災者の健康状態の把握についてのマニュアル作成にあたり、その内容を検討する。 各フェーズ毎の在宅被災者の情報把握、健康調査、保健活動等についてマニュアルを作成することで、平時より体制を整える。 2 福祉保健部との情報共有体制について検討する。 		
4	検討結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅被災者の健康状態の把握について、以下の内容でマニュアルを作成する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的、時期、従事者 (2) 情報の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地区、被害状況の把握 ・保健所で把握している要配慮者への対応（対象者の名簿作成） ・関係機関との連携 (3) 人員の確保対応について <ul style="list-style-type: none"> ・応援派遣等の要請 ・応援派遣者の活動調整 (4) 健康調査の実際 <ul style="list-style-type: none"> ・調査地区および対象者の選定 ・調査票の準備とデータ管理・分析 		

次ページ

4	検討結果	<p>(5) 健康調査後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の継続的な支援 ・ 関係機関(地域包括支援センター、医療機関、民生児童委員等)との連携 ・ 健康づくり事業の実施 <p>2 <u>マニュアルをもとに福祉保健部（福祉総務課地域福祉推進室、長寿福祉課）と以下の情報を共有する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区民生児童委員協議会や地域包括支援センターが把握している被災地区の情報</u> ・ <u>要援護者支援システムに登録している高齢者等の情報</u> ・ <u>在宅被災者に必要な福祉サービス</u> ・ <u>健康調査後の在宅被災者の対応状況</u>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅被災者の健康状態の把握についてのマニュアルを作成し、既存の「<u>秋田市災害時保健活動マニュアル</u>」に入れ込む。

検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	被災者からの相談窓口について
		37		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の状況等 被災者からの相談・・・・・・市民相談センター、各課窓口 罹災証明の申請窓口・・・・・・1F市民の広場に設置 相談・申請受付・・・・・・各市民サービスセンターに開設 ・窓口や支援制度等の周知 「大雨に関する問い合わせ一覧」および「大雨により被災された方の支援制度一覧」を作成し、被災家屋に配布したほか、ホームページに掲載した。 	
2	課題 ・問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 相談窓口等 相談窓口や申請受付を設置したが、下記のような相談、要望があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者自身が被災後、何をすればよいのか分からない、窓口が多くどこから行けばよいのか分からないとの相談 ・被災者から、ワンストップで相談から申請等までを行うことができる窓口がほしいとの要望 2 窓口や支援制度等の周知 配布物の印字が小さく読みづらいとの意見あり。 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 相談窓口等 <ul style="list-style-type: none"> ・各支援事業のパンフレットやマニュアルをまとめて整理している事例があることから、市民に対してはパンフレットとして支援事業を周知し、職員はマニュアルとして活用することにより、窓口対応を円滑にできないか検討する。 ・パンフレット（マニュアル）は平素から準備する必要があるか、また、職員への関係業務の周知について検討する。 ・総合窓口を設置して、相談から申請までを一つの窓口で行うことは、専門知識のある職員を長時間配置することになり、災害時の各課の業務上の負担が大きいことから、まずは市民の相談を受け、各種申請については個別窓口を案内する要領なども検討する。 2 窓口や支援制度等の周知 市民へパンフレットとして支援事業を分かりやすく周知できないか検討する。 	

次ページ

4	検討結果	<p>1 相談窓口等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の支援事業について市民用のパンフレットかつ職員用のマニュアルとして分かりやすくかつ書式を統一するなどして整備し、平素からホームページで公開するとともに最新の状況に更新することで、市民への周知と職員の業務への理解を図る。 ・災害用の相談窓口を設置し、各種相談や申請は、相談窓口において可能な限り受け付けるよう、パンフレット等を活用していく。 ・専門知識を要する申請等は必要に応じ担当課に引き継ぐことで、相談から申請までの体制を確立する。 <p>2 窓口や支援制度等の周知</p> <p>各支援事業についてパンフレット（マニュアル）として平素から準備し、定期的な見直しを行う。</p> <p>※パンフレットの内容を平素から効果的に市民に理解してもらえるように、困りごとを問いかける動画などの作成や公開、秋田市公式LINEを活用した周知等について、関係部局間で引き続き協議するものとする。</p>
5	修正計画等	<p>災害時の支援事業に関する統一したパンフレット（兼マニュアル）の作成</p>

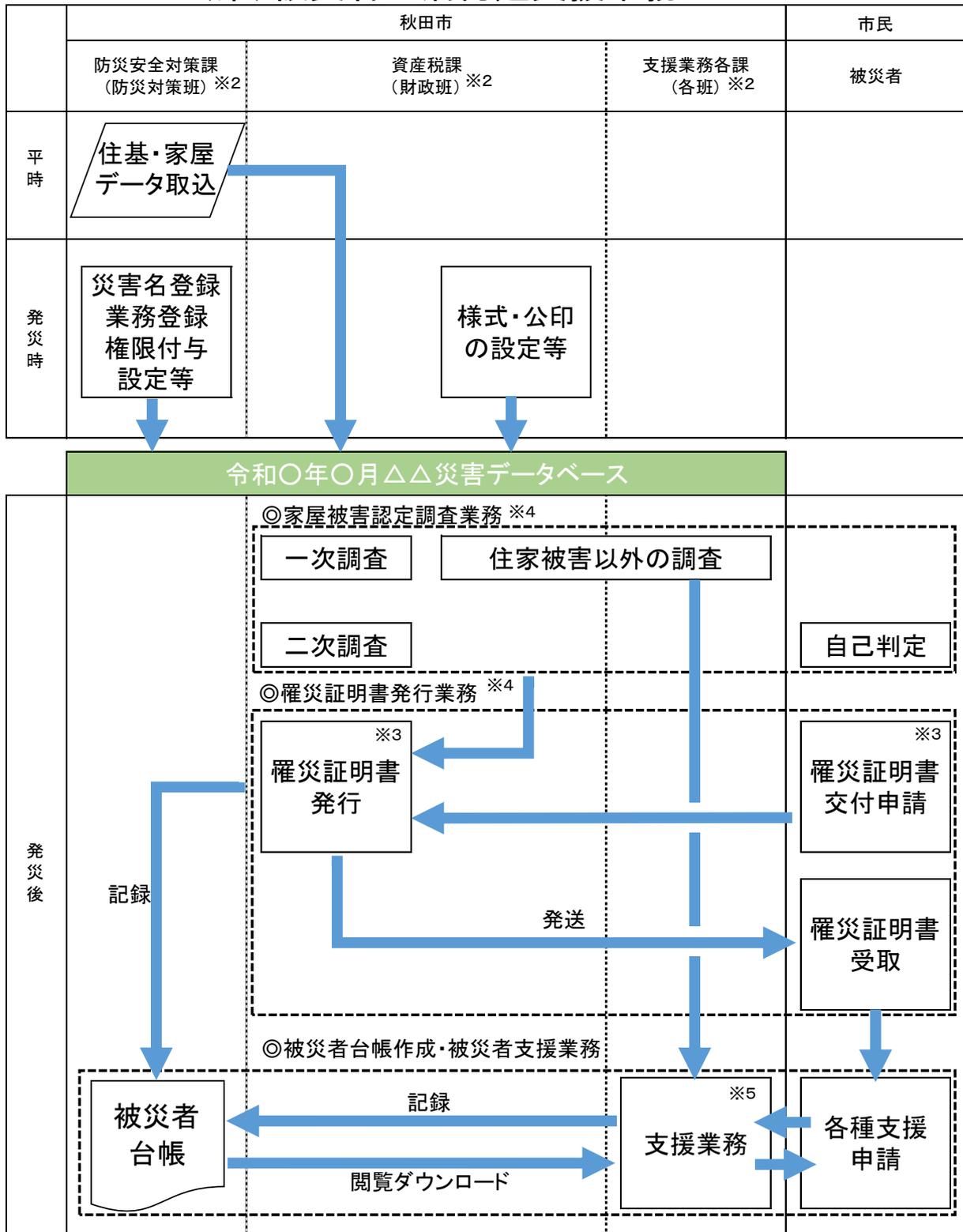
検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	被災者情報の共有について
		38		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・現行の被災者生活再建支援システム（以下「システム」という。）で罹災証明書を発行することにより、被災者台帳の基本情報が作成される。 ・支援担当課がシステムに各種支援情報等を入力することで、被災者台帳として情報の一元化が可能である。 ・システムを利用し、罹災証明情報を活用している課は多数ある。 	
2	課題 ・問題点		<ul style="list-style-type: none"> ・システムに罹災証明書発行情報は入力されているものの、各支援担当課で保有する被災者情報（各種支援情報）が入力されておらず、一元的に情報を活用できなかった。 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 支援情報等を遅滞なくシステムに入力する方策を検討する。 2 システムの管理者の設置や、システム全体の機能、利用方法、状況等の把握について検討する。 3 システムを管理運用するNTT東日本が作成した「管理マニュアル」、「操作マニュアル」および災害時の想定シナリオを基に「業務フロー」の作成を検討する。 4 システムを使った訓練について検討する。 	
4	検討結果		<ol style="list-style-type: none"> 1 システムを利用する課所室は、支援情報等をシステムに入力するよう業務フローを明確にする。 2 システムの管理者は防災安全対策課とし、罹災証明書情報を入力・発行する資産税課と連携を図り、情報が関係各課で共有できるよう運用を適切にする。 3 災害時を想定し作成した「業務フロー」（添付資料参照）について、定期的な内容を確認・更新する。 <u>また、システムの調査端末の整備については、発災後の速やかな機器の調達について事業者と平素から連携するとともに、罹災証明書の発行を伴わない被災者への支援については、既存のシステムやアプリでの情報の管理・共有により、被災者に関する情報を必要とする関係課所室が活用し、被災者支援へ繋げる。</u> <u>システムを使用する被災者支援業務は、添付資料のとおり。</u> 4 実際にシステムを使った訓練および各課において入力などの訓練を行う。 <p>（被災者生活再建支援システムと秋田市社会福祉協議会で利用しているシステムは、①利用環境が異なる（L GWAN環境とインターネット環境）、②機能範囲、利用者および管理データ、セキュリティレベルが異なる、ことから一元化できないことを確認済）</p>	

5	修正計画 等	被災者生活再建支援システムに関する業務フロー
---	-----------	------------------------

(案)被災者生活再建支援業務フロー

※1



※1 このフローは、家屋の損壊等に関する罹災証明書の発行およびそれに伴う支援業務を表すもの

※2 災害対策本部が設置された場合は、担当課所室を当該班に置き換える。

※3 罹災証明書の交付申請および発行窓口は「罹災証明書等交付事務取扱要綱」による

※4 被災者から不服申し立てがある場合、再調査を行う。判定が変更となった場合は、発行した罹災証明書の取消し処理を行い、罹災証明書発行の処理を再度を行う。

※5 システムを活用した支援業務一覧については別紙を参照

システムを使用する被災者支援業務（12課所室27業務）

	担当課所室	業務名
世帯を対象とした業務	市民生活部国保年金課	国民保険料減免
	上下水道局お客さまセンター	上下水道料金減免
	都市整備部都市総務課	住宅の応急修理
	都市整備部住宅整備課	市営住宅一時入居業務
		賃貸型応急住宅業務
		住宅修繕支援業務
	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室	災害見舞金業務
		災害援護資金名簿業務
		被災者生活再建支援制度業務
企画財政部資産税課	固定資産税減免業務	
個人を対象とした業務	市民生活部後期高齢医療課	後期高齢者医療保険料減免
		後期高齢者医療一部負担金減免
	福祉保健部介護保険課	介護保険料の減免
		介護保険利用者負担額の減免
		第一号事業利用者負担額減免
	子ども未来部子ども育成課	利用者負担額(保育料)の減免
	福祉保健部障がい福祉課	肢体不自由児通所医療費の自己負担分の減免
		自立支援医療および療養介護医療の医療費の自己負担分の減免
		障害福祉サービスおよび障害児通所支援利用者負担額の減免
		補装具費の自己負担分の減免
		療養介護医療費の自己負担分の減免
		障害児福祉手当
		特別児童扶養手当
	特別障害者手当	
	家屋を対象とした業務	上下水道局下水道整備課
産業振興部商工貿易振興課		被災中小企業者等再建支援業務
		被災中小企業者等事業継続支援金業務

検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	生活必需品の給与について
		39		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> ・災害により、住家が全壊、半壊、床上浸水となり、生活上必要な被服や日用品等を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対し、生活必需品を現物で支給した。 ・災害救助法が適用された場合の給与物資の確保および市までの輸送は、県とイオン東北株式会社が締結している「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」に基づき県が行い、被災者に対する支給は市が行う。 	
2	課題 ・問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品の支給までに時間を要した。また、対象者への制度周知が不十分だった。 2 災害救助法が適用されない場合は、市が給与物資の確保を行う必要があることから、既に締結している民間団体等との協定を活用し、物資の確保等を行う必要があるとともに、実施条件および限度額をあらかじめ整理する必要がある。 	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法における適用期間は、発災から10日（令和5年7月豪雨では適用期間を1か月に延長）となっているため、あらかじめ生活必需品の品目および単価が決定されていなければ、発災直後の迅速な周知および十分な申請期間の確保が困難であることから、毎年度当初にその年度の生活必需品の単価等を設定することを検討する。単価等の設定に当たっては、県内市町村で生活必需品に係る取扱いが異ならないよう、県総合防災課に対し、県内市町村分を一括して決定するよう依頼する。 2 災害救助法が適用されない場合の対応として、既に締結している民間団体等との協定を活用し、災害救助法適用時に準じるかたちで物資の確保が可能となるよう調整を図るとともに、実施条件および限度額について検討する。 	
4	検討結果		<ol style="list-style-type: none"> 1 県総合防災課に対し、災害救助法が適用された際に実施する生活必需品の給与について、年度当初に単価等を設定し、県内市町村に通知を行うよう依頼している。 	

次ページ

4	検討結果	<p>2 災害救助法が適用されない場合の対応として、民間団体等との協定を活用し、災害救助法適用時に準じるかたちで物資の確保を図り、被災者に支給する。実施条件は、局所的な災害（※）で災害救助法が適用されない一定程度以下の住家の滅失（全壊）があった場合を想定し、住家の全壊、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失した世帯が生じた場合とする。限度額は災害救助法適用時の限度額を準用する。</p> <p>※ 局所的な災害の一例として、ゲリラ豪雨による浸水被害により、住家が床上浸水以上の被害を受けた場合を想定。</p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画（生活必需品の確保） ・生活必需品の給与に係る周知、申請、支給等に関する手順のマニュアル

(3) 長期項目 (令和6年3月報告分)

No	検 証 項 目		担 当	ページ
40	避難所開設 ・運営	避難所の物資（再配分）について	防災安全対策課	<u>108</u>
41		避難者への医療支援等について	避難所分科会	<u>110</u>
42	情報発信・ 災害時広報	避難所開設情報の発信について	情報分科会	<u>112</u>
43		医療機関関連情報の共有について	保健所	<u>113</u>
44		情報の地図化（デジタル化）について	情報分科会	<u>114</u>
45	災害対応の 体制・計画	災害協定の追加について	組織・体制分科会	<u>115</u>
46		オンライン申請等デジタル化による効率化について	情報分科会	<u>116</u>
47		車両のみの待避場について	防災安全対策課	<u>117</u>
48	河川・道路	地下道冠水状況の把握要領について	建設部	<u>118</u>
50	災害廃棄物処理	災害廃棄物処理計画について	環境部	<u>120</u>

検証項目の報告

検証項目		No	避難所開設と運営	避難所の物資（再配分）について
		40		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急救援物資の備蓄倉庫は計20か所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央地区6か所（本庁舎、八橋小、中通小、にぎわい交流館AU、保戸野コミセン、茨島分室） ・ 東部・河辺地区4か所（東部SC、城東中、アルヴェ、河辺SC） ・ 西部地区1か所（西部SC） ・ 南部・雄和地区5か所（南部SC、南部SC別館、御野場中、雄和SC、大正寺連絡所） ・ 北部2か所（北部SC、港北小） ・ 集中備蓄倉庫2か所（旧八田小、総合環境センター） ・ 避難所となる各コミセン・市立小・中・高等学校には、石油ストーブ(各1台)・発電機(各1台)を備蓄している。 ・ 避難所に指定している各コミセン（飯島・寺内除く）には、最小限の食糧・飲料水・毛布等を備蓄している。 ・ 各避難所での不足分は、各地区内で再配分するほか、必要に応じ集中備蓄倉庫等から配分している。 		
2	課題 ・ 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄品が不足した避難所があったほか、浸水等により運搬できない避難所があった。 ・ 避難所となる各施設においては、これまで十分な保管場所が確保できていない。 		
3	検討内容	<p>検証No11の「避難所の開設・運営：備蓄品等の配置・配分要領について」における検討結果をもとに、備蓄品の配置について以下の検討を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 周囲が浸水した5つの小中学校、備蓄品を配置していない2つのコミセンへの配置について 2 備蓄品の配置計画を変更して、全ての避難所に十分な備蓄品を配置することについて 3 新たに購入予定の発電機・ストーブ×各100基、エアベッド・段ボールベッド・折りたたみベッド×各100台等の備蓄場所について 		

次ページ

4	検討結果	<p>1 周囲が冠水した東中、南中、東小、広面小、築山小および備蓄品を配置していない寺内コミセン、飯島コミセンにおいて、今後、備蓄品置場を個別調整し、最小限の備蓄品を配置する。</p> <p>2 すべての避難所に、収容人数等を考慮した十分な備蓄をする分散備蓄は、保管場所確保の課題および賞味期限などの在庫管理上の課題があるほか、各自治体間での協力体制のためにある程度集中した保管が望ましいことから、現在の配置計画の大きな変更はせず、前1項の避難所に備蓄品を加える変更を行う。</p> <p>3 発電機・ストーブについては、各コミセン・市立小・中・高等学校に各1台を追加配置し、ベッド等は各コミセンに追加配置するとともに、残余を各備蓄倉庫等に保管する。</p>
5	修正計画等	緊急救援物資配置計画

検証項目の報告

検証項目		No	避難所開設・運営	避難者への医療支援等について
		41		
1	現 状	<p>・医療支援が必要な避難者があり、運営職員のみでの対応であった。</p>		
2	課題 ・問題点	<p>1 避難者の中には、医療や介助等が必要な避難者も多く、市民生活部職員だけでは対応困難なケースがあった。被災した医療機関に受け入れしてもらえなかった市民が、警察に保護されて避難してきた例もあった。</p> <p>2 避難者の中には、食事に配慮の必要な糖尿病の罹患者が多かった。</p> <p>3 避難所運営に多くの人員を配置せざるを得なかったため、市民生活班で避難者のニーズ把握が出来ず、関係者で構成する支援チームを急遽編成し、対応に当たった。</p> <p>4 集団生活が困難な避難者（配慮が必要と判断した方）については、すべての避難所において、避難所内の個室（福祉避難室）を提供するなどの対応が必要であるが、一部の避難所のみでの対応となったことに加え、要配慮者に対応する福祉避難所の開設が必要ではなかったのか、改めて検証する必要がある。</p>		
3	検討内容	<p>1 医療や介護が必要な避難者が避難してきた場合、トイレの付添や救急対応など、避難所開設・運営マニュアルにはない業務が発生する。避難所運営の職員だけでは人手が不足し、知識もないことから、要配慮者に対するサポート体制の構築について検討する。</p> <p>2 罹患者の多い糖尿病に関して、アレルギーや腎疾患同様、マニュアルへの記載を検討する。</p> <p>3 生活再建が進まないまま避難生活が長期化することのないよう、生活再建に向けたできるだけ早い介入のための体制づくりについて検討する。</p> <p>4 福祉避難所の開設マニュアルでは、災害救助法の適用を受けるほどの大規模災害の際には開設することとされている。福祉避難所開設の必要性について検討する。</p>		

次ページ

4	検討結果	<p>1 避難所開設後速やかに、介護を必要とする高齢者や医療的なケアが必要な障がい者等、要配慮者がどこに何人避難しているかの情報を取りまとめて福祉班・保健衛生班につなぐことができるよう、避難所開設・運営マニュアル等を修正する。</p> <p>保健衛生班は、避難所巡回時に要配慮者も含めた避難者の保健・医療・福祉のニーズを把握し、避難所管理者と情報を共有する。市民生活班は各避難所から集約した必要な情報を福祉班と共有する。</p> <p>2 地域防災計画および避難所開設・運営マニュアルに、糖尿病食に関する記載を追加する。</p> <p>3 市民生活班は、避難所開設後速やかに福祉班・保健衛生班・住宅整備班等の関係課所室に協力を要請し、介護や医療のニーズに加え、住宅提供やボランティアなど生活再建に係るニーズを集約し、支援につなげる。</p> <p>福祉班・保健衛生班・住宅整備班等の関係課所室は、避難所開設後速やかに活動開始できるよう、あらかじめ避難所に派遣する職員の班編成などについて準備を行う。</p> <p>4 福祉避難所の開設には一定の基準があり、指定避難所に要配慮者がいる場合に必ず開設するものではないが、開設基準を含め、要配慮者への対応のあり方については、今後も協議を続けるものとする。</p> <p>【福祉避難所の定義】</p> <p>災害救助法の適用を受ける程度の大規模災害が発生した場合に、指定避難所での生活が困難な避難者が、事前に協定を締結した福祉施設等の空き部屋や会議室を避難所として利用することができるもの。</p> <p>対象となるのは、避難者生活において何らかの特別な配慮を必要とする避難者で、身体等の状況が特別養護老人ホームや老人短期入所施設、医療機関へ入所・入院に至らない程度の避難者。</p> <p>避難所での生活が著しく困難な避難者など、避難者等の状況を判断した上で、協定を締結している施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った後に、施設に対し開設要請を行う。</p> <p>※介護支援者の確保</p> <p>市は介護支援者の確保に努めることとしているが、市が単独で行うことは困難であることから、今後、秋田県が設置に向けて検討を進める災害時支援組織（平時から災害時の支援などを一体的に行う機能を有するとされる組織）の動向を見据えながら、介護支援者の確保について県に要請を行う必要がある。</p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画 ・避難所開設・運営マニュアル

検証項目の報告

検証項目		No	情報発信・災害時広報	避難所開設情報の発信について
		42		
1	現 状			<ul style="list-style-type: none"> ・開設する避難所の情報は、避難指示等の発令と同時に、防災ネットあきたおよびLアラートで発信している。 ・職員が避難所にたどり着けなかったことなどもあり、被災者が避難所に行ったが開いてなかった、などの情報があった。
2	課題 ・問題点			<ol style="list-style-type: none"> 1 リアルタイムな避難所の開設情報について、市民からの問合せが多数あった。 2 被災者の救助にあたっている消防職員に、リアルタイムに避難所までの道路情報や避難所の開設情報が伝わっていない。
3	検討内容			<ol style="list-style-type: none"> 1 秋田市公式LINE「除排雪情報メニュー」の投稿機能（要望受付）を応用することについて検討する。 また、避難所の鍵をリモートで開けることが可能かについて検討する。 2 全庁で共有できる避難所の開設情報等の把握手法について検討する。
4	検討結果			<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設情報はホームページへの掲載を基本として、掲示を知らせるツールとして秋田市公式LINEを使用する。 秋田市公式LINEによる市民からの投稿機能の活用は、信憑性の確認に時間を要すると思われ、来年度から始まる秋田市公式LINEの運用状況を見ながら状況把握に努めていく。 リモートで避難所の鍵を開けることは、特に津波からの避難であれば、有効と思われ、民間ビルの避難所で事例があることから、他都市の状況も見ながら検討する。 今後も、避難情報発令と同時に避難所情報を発信していくが、平時から、避難において、まずは危険な場所から離れることが重要であり、浸水被害の場合は、「浸水想定区域外に避難する」、「屋内安全確保として家屋2階へ避難する」といった避難行動も有効であることについて、市民への周知を図る。 2 発災直後から災害対策本部に情報を集約し、LアラートやノーツDBを活用し、開設情報を掲載し、全庁共有を図る。 特に、消防本部とは迅速な情報共有が必要であることに留意し、避難所状況の情報共有について「SLACK」を使って現地の職員と災害対策本部職員・消防本部間においてクラウド上で情報共有を図ることが可能か、引き続き検討する。
5	修正計画 等			

検証項目の報告

検証項目		No	情報発信・災害広報	医療機関情報の共有について
		43		
1	現 状			<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の医療情報は、県の「秋田県災害・救急医療情報システム」や、国の「広域災害医療情報システム（EMIS）」を通じて、医療機関、保健所、消防本部、医師会等の関係機関で情報を共有することとなっている。 ・災害発生時には、県は、災害医療対策本部を設置し、全県的な防災・医療情報の収集・提供の一元化を図るものとされており、同本部から保健所等関係機関へ収集した情報が提供されることとなっている。 ・本市では、市医師会等と連携して、主に診療所、薬局レベルにおける被災状況と医療提供状況の調査を行い、県から提供される内容と統合し、情報の整理・集約を行っている。
2	課題 ・問題点			<p>1 救急告示病院の機能停止等の重要な情報が、市消防本部へ適切に伝達されておらず、救急搬送等の活動に支障を来した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約半数の病院が医療情報システムへの入力を行っておらず、必要な情報がシステムに反映されなかった。 ・県災害医療対策本部（県総合防災課経由）から市消防へ医療情報を連絡することになっているが、県内部で情報伝達がうまくいかず、連絡未済が生じた。 <p>2 上記の場合や診療所レベルの情報が必要な場合等における保健部と市消防の情報共有体制を整備する必要がある。</p>
3	検討内容			<p>1 県へ上記の問題点への対応について確認</p> <p>今後、情報一元化の基盤となる医療情報システムへの入力の徹底や、県内部と消防等関係機関への連絡方法の見直しなど、上記問題への対応も含め、災害時の情報収集・共有体制全般について見直しを行い、令和6年度中に改善策を取りまとめる。</p> <p>2 検討の方向性</p> <p>災害時の医療機関情報の共有・提供体制については、上記の県の検討状況や、地域医療コーディネーターの役割等の検証(No.35 中期検証項目)も踏まえ、広域的（国、県、二次医療圏）な対応が必要となる場合があることや、情報の一元化（情報の錯綜が発生しないようにする。）、迅速性の確保といった点に留意しつつ、本市が収集・整理した情報の共有（県から消防等関係機関への情報提供が滞っている場合や診療所レベルの情報が必要な場合）方法などを含め、引き続き、関係機関との連携のもと、適切な体制を構築するための検討を行う。</p>
4	検討結果			<p>上記の検討内容に記載のとおり、県の検討状況や地域医療コーディネーターの役割等の検証も踏まえながら、適切な医療機関情報の共有体制の構築についての検討を継続していく。</p>
5	修正計画 等			

検証項目の報告

検証項目		No	情報発信・災害時広報	情報の地図化（デジタル化）について
		44		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部、福祉保健部、建設部、上下水道局、消防本部で地図情報を作成している。発災直後、建設部などでは、被害状況等の紙の地図を作成している。（発災後の緊急時は、システムに入力する時間が取れず、手書きの方が速い。） ・被災者生活再建支援システムに、罹災証明書データを入力することにより、家屋被害の地図が表示できる。 		
2	課題 ・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、システムに入力する時間が確保できず、被害状況などをデジタル地図情報としてまとめ、共有できなかった。 		
3	検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル地図情報を共有する手法について検討する。 		
4	検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後に、各部局の地図情報をデジタル地図情報として一つのシステムに一元化することは、時間が限られる中では異なる部署で同じような情報を入力してしまうおそれがあるため、初動体制を整えるための発災直後の情報共有だけは、災害対策本部で作成する紙（手書き）の被害状況図等となる。ただし、紙で集約した被災情報はシステムに取り込まなければ共有できないことに注意しなければならない。 そのため、災害対策本部で更新されていく紙の地図の画像データをノーツDBに掲載するなど、地図の更新状況等を共有できる手法やシステムへのデータ入力の手法について引き続き検討する。 なお、建設部で道路の被害状況を把握しGIS機能を有するシステムに入力した道路の通行止めや崩落情報等については、主要な幹線道路のみとするなど基準を設け、情報共有できないか、引き続き検討する。 <p>（被災者生活再建支援システムと秋田市社会福祉協議会で利用しているシステムは、①利用環境が異なる（LGWAN環境とインターネット環境）、②機能範囲、利用者および管理データ、セキュリティレベルが異なる、ことから一元化できないことを確認済）</p>		
5	修正計画 等			

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	災害協定の追加について
		4 5		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体間との災害協定 1 6 協定 ・民間企業・事業者との災害協定 6 3 協定 ・このうち今回応援・支援を受けた 1 6 協定 ・今回応援・支援はないが、平素から連絡を取っている 1 3 協定 		
2	課題 ・問題点	【明確な課題ではないが、協定全般について、改めて検証するもの】		
3	検討内容	<p>1 必要な協定は締結されていたか検討する。</p> <p>2 民間団体等の支援を依頼する事項や新たな協定の必要性はないか。 以下の2点は、全庁意見照会からの提案であり、その必要性を検討する。</p> <p>(1) 被害調査等のため、多くの車両が必要となり無償提供などの支援を受けたことから、事前協定が必要ではないか。</p> <p>(2) 災害時における乳幼児の託児（避難所での対応含む）や子どもの相手ができれば、被災家屋の片付けなど復興・復旧の手助けとなり得ることから、子育て支援団体との事前協定が必要ではないか。</p>		
4	検討結果	<p>1 民間企業・事業者間と1 6の協定に基づき災害対応を行っており、締結済みの災害協定は有効であった。</p> <p>2 新たな協定の検討</p> <p>(1) 災害時に市が業務で使用する車両の提供について、車両販売店やレンタカー会社などと協定の締結について協議する。</p> <p>(2) 災害の種類・規模により受入れ施設の能力や職員の確保など、団体の特性を踏まえた調整が必要であり、子育て支援団体と担当部局による意見交換などを進める。</p>		
5	修正計画 等	災害協定の締結		

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	オンライン申請等デジタル化による効率化について
		46		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・年間取扱い件数 1,000 件を超える手続については、ほぼオンライン化を完了しており、減免等の手続についても既にオンライン化されているが、災害時のみ件数が増加する手続については、1,000 件未満の手続として、早急にオンライン化を進める対象となっていなかった。 ・罹災証明書については、災害時のみ件数が増加するため 1,000 件未満の手続に含まれており、オンライン申請ができなかった。 ・避難所については、避難所数が多く、避難者数の状況把握の聞き取りに多くの時間と労力を要した。 		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 発災後、罹災証明書の申請窓口を設けることを優先したため、オンライン申請の準備をする時間を確保できなかった。 2 避難所受付のデジタル化が進んでいない。 		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災証明書交付申請書等のオンライン申請について検討する。 2 避難所受付をデジタル化できないか検討する。 		
4	検討結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災証明書交付申請書のオンライン申請は、様式など、罹災証明書等交付事務取扱要綱等の改正を進める。 また、他の災害関連の申請についても、デジタル化推進本部と連携を図りながら、進めていくとともに、オンライン化要件の見直しについて、引き続き検討する。 2 避難所受付等のデジタル化については、長期的課題として、引き続き手法等を検討する。 なお、被災者生活再建支援システムのサブシステムとして避難所管理システムがあるが、このシステムはLGWAN回線を使用していることから、市民サービスセンターでは使用できるが、コミュニティセンターでは使用できない。 		
5	修正計画 等	罹災証明書等交付事務取扱要綱・罹災証明書交付事務取扱要領 罹災証明書交付申請書受付・発行マニュアル（新規）		

検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	車両のみの退避場について
		47		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の浸水被害は約2,100台（7・9月の被害証明申請から） ・地域の商業施設の立体駐車場の使用においては、駐車した事例のほか、駐車場に入場できなかった事例もあり、使用は施設管理者に委ねられている。 ・市では、水害ハザードマップにおいて、浸水想定地域の外に車両で一次避難するための「車両による避難場所」を示し、早期（浸水が始まる前）の避難を啓発している。 		
2	課題 ・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・車両だけでも事前に退避させたいとの要望があり、また、平素から施設管理者と協定を締結すべきではとの意見があった。 		
3	検討内容	<p>以下の内容で施設管理者との協定の是非について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場管理者と協定を締結した場合の課題等について <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定地域内の立体駐車場数や収容台数は限定的であり、仮に協定等を締結し、車両が集中した場合は、施設前等での渋滞の発生や施設管理の所要の発生により、避難行動（避難の遅れ）や施設従業員の安全確保に影響する可能性がある。 ・施設管理者が従業員の安全確保や施設管理上の安全確保のために駐車場を開放しない場合もある。 ・市の避難に関する考え方との整合性について <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の浸水リスクを確認し、浸水想定地域外の安全な地域に避難するか、浸水が3m以下であれば、食糧等を備蓄した上で屋内安全確保の選択肢もあるとの考えのもと周知を行っている。また、今回の災害を考慮すると、内水氾濫により周囲が浸水を始める前の避難判断が最良となるが、このタイミングで車両の退避を行うと、人の避難が一段と遅くなることが予想される。 		
4	検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等は、避難のリードタイム（自宅から安全な場所へ避難完了するまでの時間）を含めて発令しているが、車の退避についてはこの時間帯を使用することが予想され、正常な避難の妨げとなり得ることから、駐車場の施設管理者等との協定は、締結しないものとする。 ・浸水が始まる前の早い段階で浸水想定地域の外に車両で一次避難する避難行動の有効性について、引き続き周知・啓発する。 		
5	修正計画 等			

検証項目の報告

検証項目	No	河川・道路	地下道冠水状況の把握要領について																																																																																																																																																																																																								
	48		<ul style="list-style-type: none"> ・ 冠水状況の把握（利用者（現地）） 地下道壁面に表示した水位表示ラインや冠水時の赤色灯・通行止め表示板（電光）により、冠水していることを把握することができる。各地下道ごとに冠水状況を表示する施設に違いがある。 ・ 冠水状況の把握（道路管理者） 各地下道ポンプの稼働と連動した通報装置（メール）やライブカメラ（6箇所）のほか、保守管理業者や道路維持課職員による現地確認により、随時、情報収集を行っている。 <p>【参考】道路冠水対策事業</p> <p>主要な地下道へライブカメラを設置。カメラ映像は、市ホームページ、ケーブルテレビ（CNA12ch）、アプリで確認可能。令和6年1月末現在で6箇所設置済（下表参照）。</p> <p>○令和5年7月豪雨による地下道冠水状況等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">地下道等名称</th> <th rowspan="2">冠水</th> <th rowspan="2">通行止め</th> <th colspan="4">冠水状況の把握方法</th> </tr> <tr> <th>水位表示ライン</th> <th>赤色灯</th> <th>表示板</th> <th>ライブカメラ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>外旭川神田地下道</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>2</td><td>外旭川木崎地下道</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>3</td><td>明田地下道</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>4</td><td>牛島西アンプス</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>5</td><td>茨島・大住アンプス</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>6</td><td>鳥木町散歩道立体交差</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>7</td><td>御所野地下道</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>8</td><td>下河原架道橋</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>9</td><td>末戸松本地下道</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>10</td><td>松本地下道</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>11</td><td>茱萸野架道橋</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>12</td><td>上中野架道橋</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>13</td><td>和田地下道</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>14</td><td>南部中央線地下道</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>15</td><td>前田地下道</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>16</td><td>榊表地下道</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>17</td><td>檜山大元町地下道</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>18</td><td>式田簡易架道橋</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>19</td><td>水口地下道</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>20</td><td>八幡田地下道</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>21</td><td>菅野地下道</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>22</td><td>天徳寺地下道</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table>					番号	地下道等名称	冠水	通行止め	冠水状況の把握方法				水位表示ライン	赤色灯	表示板	ライブカメラ	1	外旭川神田地下道	×	×	○	○	×	×	2	外旭川木崎地下道	○	×	○	○	×	×	3	明田地下道	○	○	○	×	○	○	4	牛島西アンプス	○	○	○	×	○	○	5	茨島・大住アンプス	○	×	○	×	○	○	6	鳥木町散歩道立体交差	○	×	×	○	×	×	7	御所野地下道	×	×	×	○	×	×	8	下河原架道橋	○	×	○	○	×	×	9	末戸松本地下道	×	×	○	○	○	×	10	松本地下道	×	×	○	○	×	×	11	茱萸野架道橋	○	○	○	○	×	×	12	上中野架道橋	○	×	○	×	×	×	13	和田地下道	○	×	×	○	×	×	14	南部中央線地下道	×	×	×	○	×	×	15	前田地下道	○	○	×	○	×	×	16	榊表地下道	×	×	×	○	×	×	17	檜山大元町地下道	○	○	○	○	×	○	18	式田簡易架道橋	○	○	○	○	×	×	19	水口地下道	○	○	×	○	×	×	20	八幡田地下道	○	○	○	○	○	○	21	菅野地下道	×	×	×	○	×	×	22	天徳寺地下道	○	○	○	○	○	○	合計		15	9	14	18	6	6
番号	地下道等名称	冠水	通行止め	冠水状況の把握方法																																																																																																																																																																																																							
				水位表示ライン	赤色灯	表示板	ライブカメラ																																																																																																																																																																																																				
1	外旭川神田地下道	×	×	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
2	外旭川木崎地下道	○	×	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
3	明田地下道	○	○	○	×	○	○																																																																																																																																																																																																				
4	牛島西アンプス	○	○	○	×	○	○																																																																																																																																																																																																				
5	茨島・大住アンプス	○	×	○	×	○	○																																																																																																																																																																																																				
6	鳥木町散歩道立体交差	○	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
7	御所野地下道	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
8	下河原架道橋	○	×	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
9	末戸松本地下道	×	×	○	○	○	×																																																																																																																																																																																																				
10	松本地下道	×	×	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
11	茱萸野架道橋	○	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
12	上中野架道橋	○	×	○	×	×	×																																																																																																																																																																																																				
13	和田地下道	○	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
14	南部中央線地下道	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
15	前田地下道	○	○	×	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
16	榊表地下道	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
17	檜山大元町地下道	○	○	○	○	×	○																																																																																																																																																																																																				
18	式田簡易架道橋	○	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
19	水口地下道	○	○	×	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
20	八幡田地下道	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																				
21	菅野地下道	×	×	×	○	×	×																																																																																																																																																																																																				
22	天徳寺地下道	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																				
合計		15	9	14	18	6	6																																																																																																																																																																																																				
1	現 状																																																																																																																																																																																																										

次ページ

2	課題 ・問題点	<p>1 冠水状況の把握（利用者（現地）） 各地下道で冠水状況表示施設に違いがあるほか、危険度の認識は利用者によって異なるため、冠水していても車両が進入し、水没事故等が発生している。</p> <p>2 冠水状況の把握（道路管理者） 多くの地下道が、現地確認による状況把握とならざるを得ないため、対策実施までに時間を要している。迅速な対応により水没事故等を防ぐためには、主要な地下道へライブカメラを設置し、リアルタイムの状況把握が望まれる。</p>
3	検討内容	<p>1 冠水状況の把握（利用者（現地）） 冠水に対する危険度の共通認識を持てる対策を検討する。</p> <p>2 冠水状況の把握（道路管理者） 冠水状況表示施設やライブカメラの新たな設置を検討する。（対象事業の継続（予算確保））</p>
4	検討結果	<p>1 冠水状況の把握（利用者（現地）） 地下道冠水状況の把握方法や危険度について、市ホームページや広報あきた等による周知、水位表示ラインの明確化（鮮明な保持）、赤色灯・表示板の統一により、共通認識と事故防止意識の醸成を図る。</p> <p>2 冠水状況の把握（道路管理者） 迅速に現地確認を行うほか、主要な地下道に設置したライブカメラにより、リアルタイムの状況把握を行う。</p>
5	修正計画 等	<p>「地下道長寿命化修繕計画」にライブカメラ等による冠水状況把握に関する項目を追加し、計画的な対策促進を図る。令和6年度に全面改訂を予定しており、この際に反映させる。</p> <p>○地下道長寿命化修繕計画 （平成30年7月策定、令和3年11月一部改訂（最終））</p>

検証項目の報告

検証項目		No	災害廃棄物処理	災害廃棄物処理計画について
		50		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月に「秋田市災害廃棄物処理計画」を策定しており、策定から5年が経過している。 ・策定以降、全国で地震や水害などの災害が発生し、災害廃棄物処理に関する事例が積み上がっている。 ・令和5年7月豪雨による本市の災害廃棄物処理で生じた課題を今後の対応に生かす必要がある。 		
2	課題 ・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時においては、「秋田市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理を行うこととしているが、地震対応が中心の記載のため、今回の経験や課題を踏まえ、記載を見直す必要がある。 1 災害ごみ収集等の市民広報 2 初動体制と被害情報の把握 3 災害廃棄物処理における業務執行体制等 4 発災時の執行体制 5 計画上の水害対応の記載 		
3	検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中期の検討結果に基づき令和7年3月の改定に向け手続を進める 		
4	検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール 令和6年9月 中期検討項目とりまとめ 11月 改定素案とりまとめ 12月 改定素案議会説明、パブコメ 令和7年2月 原案議会説明 3月 改定 		
5	修正計画 等	<p>中期検討項目の内容を踏まえ、災害廃棄物処理計画を改定する。</p>		

2 検証委員

令和5年7月豪雨災害対応検証委員会 委員名簿

区分	役職	氏名	
		R5.10～R6.3	R6.4～
委員長	副市長	鎌田 潔	
副委員長	副市長	柿崎 武彦	
同	総務部長	鈴木 勉	佐々木 保
同	総務部危機管理監	佐々木 毅	
委員	デジタル化推進本部副本部長	木山 貴夫	進藤 英樹
同	総務部次長	大志賀 雅孝	本田 徹
同	企画財政部次長	鈴木 淳	栗林 律人
同	観光文化スポーツ部次長	吉田 忍	畠山 健
同	市民生活部次長	佐藤 真弓	
同	福祉保健部次長	佐々木 良幸	佐々木 徹
同	保健所次長	新田目 剛	佐々木 和秋
同	子ども未来部次長	青木 巖	藤原 健一
同	環境部次長	中川 裕行	伊藤 妙子
同	産業振興部次長	高橋 和也	奈良 年洋
同	建設部次長	有坂 昇	
同	都市整備部次長	山下 浩司	藤田 順洋
同	会計課長	大島 直美	菅原 健明
同	上下水道局次長	関谷 浩昭	細川 公一
同	教育委員会教育次長	柳田 義人	
同	議会事務局次長	間山 悟	熊谷 信孝
同	消防本部消防次長	渡辺 邦博	安田 聡